

(素案)

山口県中山間地域づくり ビジョン

人口減少下にあっても活力を維持・創出し続ける中山間地域の実現
～地域力の結集により、好循環を生み出し暮らしを支え合う中山間地域を目指して～

計画期間

2022年度～2026年度

令和4(2022)年11月
山口県

目 次

第1章 ビジョン改定の背景と趣旨

1	中山間地域の重要性	1
2	ビジョン改定の趣旨	1
3	中山間地域を取り巻く情勢変化	2
4	ビジョンの性格	4
5	ビジョンの計画期間	4
6	ビジョンの対象地域	5

第2章 中山間地域の現状と課題

1	これまでの中山間地域づくり	7
2	中山間地域の現状	11
(1)	人口の動向	11
(2)	集落の状況	13
(3)	生活環境の状況	14
(4)	産業活動の状況	17
(5)	地域農業の状況	19
(6)	移住・定住の状況	20
3	中山間地域の「強み」と「潜在力」	21
(1)	やまぐち元気生活圏づくりの取組の進展	21
(2)	地方移住への関心の高まりと新たな人の流れを呼び込む取組の進展	21
(3)	中山間地域と都市地域が近接する地理的条件を活かした取組の拡大	21
(4)	多様な地域資源を活用した取組の進展	21
4	中山間地域づくりを進める上での主要な課題	21
(1)	暮らしを支え合う仕組みづくりの強化	21
(2)	新たな人の流れの創出・拡大	22
(3)	安心・安全に暮らし続けられる生活環境の整備	23
(4)	多様な資源を活かした産業の振興	23

第3章 基本目標と施策の柱

1	ビジョン改定の視点	24
2	中山間地域づくりの基本的な考え方	24
3	基本目標	24
4	施策の柱	25
5	施策の進め方	26

第4章 施策の体系的な推進

1	中山間地域での暮らしを支え合う仕組みづくりの強化	29
(1)	やまぐち元気生活圏づくりの推進	30
(2)	地域経営力の向上	30
(3)	地域づくりの新たな担い手の育成・確保	31
(4)	地域の取組を支援する体制の整備	32
(5)	豊かな地域資源の保全と継承	33
2	中山間地域への新たな人の流れの創出・拡大	36
(1)	移住・定住の促進	37
(2)	関係人口の創出・拡大	38
(3)	都市と地域の多様な交流の促進	39
3	安心・安全に暮らし続けられる生活環境の整備	40
(1)	暮らしの安心の確保	41
(2)	暮らしの安全の確保	44
(3)	子育て・教育環境の整備	46
(4)	いきいきと暮らせる地域社会づくり	48
4	中山間地域の多様な資源を活かした産業の振興	50
(1)	観光・交流産業の振興	51
(2)	農林水産業の振興	51
(3)	商工業の振興	55
(4)	地域産業連携による新産業の創出	56
(5)	地域資源を活かしたビジネスの創出	57

第5章 重点的な施策の推進

1	やまぐち元気生活圏づくり推進プロジェクト	59
2	地域経営力向上プロジェクト	60
3	新たな人の流れ創出・拡大プロジェクト	61
4	地域の暮らしサポート促進プロジェクト	62
5	災害に強い地域づくり推進プロジェクト	63
6	地域医療提供体制充実プロジェクト	64
7	地域農林水産業の担い手確保プロジェクト	65
8	地域資源を活かす産業振興プロジェクト	66

第6章 役割分担と推進体制

1	県、市町、住民等の連携、協働	67
2	県における推進体制	68

【参考資料】

山口県中山間地域振興条例	70
用語解説	73

第1章 ビジョン改定の背景と趣旨

1 中山間地域の重要性

本州の最西端に位置し、西中国山地に連なる山口県は、三方が海に開け、海、山、川などの豊かで美しい自然に恵まれています。その地勢上、山林や傾斜地が多く、平坦な耕地等が少ない、いわゆる「中山間地域」が県土の多くを占めています。

この中山間地域は、農林水産物の「生産の場」であるとともに、地域住民の「生活の場」でもあり、人々が中山間地域で生活を営み、地域を保全し、生産活動を継続することにより、新鮮で安心できる「食料の供給」をはじめ、森林や水田の保水機能による「県土の保全」や「水源のかん養」、さらには森林による大気の浄化や地球温暖化防止等の「環境の保全」、また「良好な景観の形成」や「県民のふれあいの場の提供」など、多面的で公益的な機能を担っています。

また、近年、社会・経済情勢が大きく変化する中で、若い世代を中心に、都市部から中山間地域等の農山漁村へ移住しようとする「田園回帰」の潮流の高まりや、コロナ禍を契機とした、テレワーク*など時間や場所に捉われない「働き方の新しいスタイル」の普及による地方移住への関心の高まりなど、これまでの生活スタイルを見直す人が増えており、このような人々の「新しい生活の場」としても期待されています。

さらに、世界的な人口増加や気候変動による食料不足への対応、脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの導入促進などの新たな課題に対して、中山間地域は大きな役割を担うことが期待されています。

2 ビジョン改定の趣旨

中山間地域は、前述したように、多面的で公益的な機能や多くの魅力を有しています。

しかしながら、本県の中山間地域は、人口減少・高齢化の進行により、地域の担い手不足や産業活動の低迷、空き家や耕作放棄地の増加、さらには地域のコミュニティ機能の低下など、厳しい状況に置かれています。

このような状況に対応していくため、本県では、2006(平成18)年に議員提案により制定された「山口県中山間地域振興条例(2006(平成18)年7月制定)」に基づき、「山口県中山間地域づくりビジョン」(以下「ビジョン」という。)を策定し、これまで改定を繰り返しながら、中山間地域の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。

こうした諸施策の推進の結果、既存の集落の枠を超えた広域的な範囲で集落機能*や日常生活を支え合う「やまぐち元気生活圏」づくりが県内の多くの地域で進んだほか、都市農山漁村交流の拡大や移住者の増加、生活基盤の整備、中山間地域の多面的機能の保全に向けた取組の進展など、一定の成果を上げてきました。

その一方で、我が国が人口減少社会に突入するなど、社会・経済情勢が大きく変化する中で、中山間地域では、依然として人口減少・高齢化に歯止めがかからず、地域の担い手不足が一層深刻化しており、集落機能*の維持に支障を来す地域も生じるなど、大変厳しい状況が続いています。

こうした中、国においては、人口減少問題を最重要課題として位置付け、この問題に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある社会を築いていくため、「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、国・地方を挙げた取組が進められています。

本県でも、今後の県づくりの指針となる「やまぐち未来維新プラン」を策定し、人口減少・少子高齢社会にあっても、山口ならではの豊かさと幸福を感じながら、未来に希望を持って暮らせる「安心で希望と活力に満ちた山口県」の実現を目指すこととしました。

この中で、中山間地域づくりについては、「人口減少を克服する地域づくり推進プロジェクト」として、人口減少下にあっても活力を維持・創出し続ける持続可能な地域づくりに取り組むこととしています。

こうした現状を踏まえ、施策の見直しや重点化を図り、県民や市町、関係機関・団体等との連携、協働の下、今後の中山間地域振興を総合的かつ計画的に進めるための指針として改定することとしました。

3 中山間地域を取り巻く情勢変化

(1) 人口減少・高齢化の進行

我が国全体の人口減少が続き、少子・高齢化が一層進む中、本県でも、1985(昭和60)年の160万人をピークに減少が続いており、高齢化率も約35%となるなど、全国より早いペースで人口減少・高齢化が進行しています。特に、中山間地域ではその傾向が顕著となっています。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底により、農林水産業や観光業などの地域を支える産業への打撃や、地域コミュニティ活動の停滞など、中山間地域の経済・社会は大きな影響を受けています。

一方で、感染症の拡大による都市部の人口集中リスクが顕在化する中、若い世代を中心に地方移住への関心が高まるなど、人々の意識や価値観、働き方を大きく変えることにもつながり、「新しい生活の場」としての中山間地域の重要性が改めて認識されています。

(3) 空き家・耕作放棄地の増加

人口減少・高齢化が進行する中山間地域では、担い手不足や後継者不足等により、空き家や耕作放棄地が増加しています。適切な管理が行われていない空き家や耕作放棄地の存在が防災、衛生等の地域住民の生活・営農環境に深刻な影響を及ぼす可能性があるため、対策が必要となっています。

(4) 全国的な大規模災害の発生

近年、全国的に自然災害が頻発化・激甚化しています。本県においても、大規模な自然災害の発生に備え、自主防災組織*の活性化をはじめとする自助・共助の取組を促進するとともに、河川や土砂災害防止施設等の整備、デジタル技術を活用した社会インフラの管理を推進するなど、ハード・ソフト両面から防災・減災対策を進めることが必要です。

(5) 小さな拠点・地域運営組織*の形成の推進

国では、中山間地域等において、生活・福祉サービスを一定のエリア内に集め、周辺集落と交通ネットワークで結ぶ「小さな拠点」の形成や、地域課題の解決に向けた取組を行う地域運営組織の形成を推進しているほか、地域の担い手を確保するための「特定地域づくり事業協同組合」の設立及び運営を支援しています。

これらの取組を推進するため、地方創生推進交付金や地方財政措置等の財政支援のほか、情報提供や人材支援が行われています。

(6) 新たな過疎対策の推進

「過疎地域の持続的発展」を理念とし、2021(令和3)年4月に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」では、過疎地域の現状を踏まえ、過疎対策事業債や国税の特例、地方税の減収補填措置などの支援措置の見直しが図られ、市町による有効活用が期待されています。

(7) 農山漁村における6次産業化・農商工連携の推進

国においては、農林漁業者による6次産業化及び中小企業者と連携した農商工連携を推進してきたところですが、こうした取組をこれまで以上に加速化させるとともに、さらに発展させ、地域の文化・歴史や森林、景観などの多様な地域資源*を最大限に活用し、農林漁業者はもちろん、地元の企業なども含めた多様な主体の参画によって新事業や付加価値を創出する農山漁村発イノベーションを推進しています。

(8) 都市農山漁村交流による地域活性化の推進

新型コロナウイルス感染症の影響により、都市農山漁村交流は停滞を余儀なくされていますが、交流の再開に向け、本県の地理的条件や地域資源を活用した地域の魅力向上を図るとともに、マイクロツーリズム*の機運の高まりなど、新しい意識やスタイルに対応することで、多様な交流活動を展開し、地域の活性化につながることを期待されています。

(9) 地方への新たな人の流れの創出・拡大

新型コロナウイルス感染症の影響による「働き方の新しいスタイル」の普及やライフスタイルに関する意識の変化を背景に、地方暮らしの良さが改めて認識されており、若い世代を中心とした地方移住への関心の高まりを捉え、中山間地域への移住・定住の増加に繋げていくことが期待されています。

(10) 地域の新たな担い手確保の取組の推進

人口減少・高齢化の進行により、地域活動を支える新たな担い手の確保が課題となる中、国では、「地域おこし協力隊*」や「集落支援員」などの外部人材の活用を推進しており、本県でも市町による導入が進んでいます。

また、都市住民が多様な形で地域と関わる「関係人口*」と地域住民の交流により、地域の担い手の確保や地域の新たな価値の創出につなげることが重要となっています。

(11) デジタル社会の進展

ICT等のデジタル技術の進展・普及により、国では、デジタル田園都市国家構想を掲げ、デジタルインフラの整備とともに、デジタル技術の活用によって、地方の社会課題の解決や魅力向上を実現し、地方の活性化を加速することとしており、中山間地域における自然環境や地理的条件の制約、担い手不足など様々な地域課題について、デジタル技術を活かした今までとは異なる発想で、新たな解決方策を生み出すことが期待されています。

(12) 脱炭素社会への取組

脱炭素社会の実現を目指し、国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル*」を目指すことを宣言しており、産業分野においては「経済と環境の好循環」を生み出すほか、地域における自然や産業の特性を活かした再生可能エネルギーの導入など、地域脱炭素の取組促進が期待されています。

中山間地域づくりの推進に当たっては、こうした社会情勢等の変化を的確に受けとめ、地域の活性化に向けて、これまで以上に県・市町・民間・地域の力を結集し、地域の総合力を高め、活力ある地域社会を創っていかねばなりません。

4 ビジョンの性格

このビジョンは、「山口県中山間地域振興条例（2006(平成18)年7月制定）」（以下「条例」という。）に基づき、中山間地域の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定したものです。

また、市町や地域住民の皆さんに対して、中山間地域づくりについての基本的な考え方や方向性を明らかにすることにより、県と連携した積極的な取組を行っていただくよう、期待するものです。

さらに、県民や県外にお住まいの方々にも、中山間地域に対する理解と、地域づくりへの積極的な参加を求めるものです。

5 ビジョンの計画期間

このビジョンにおける計画期間は、2022(令和4)年度から2026(令和8)年度までの5年間とします。

6 ビジョンの対象地域

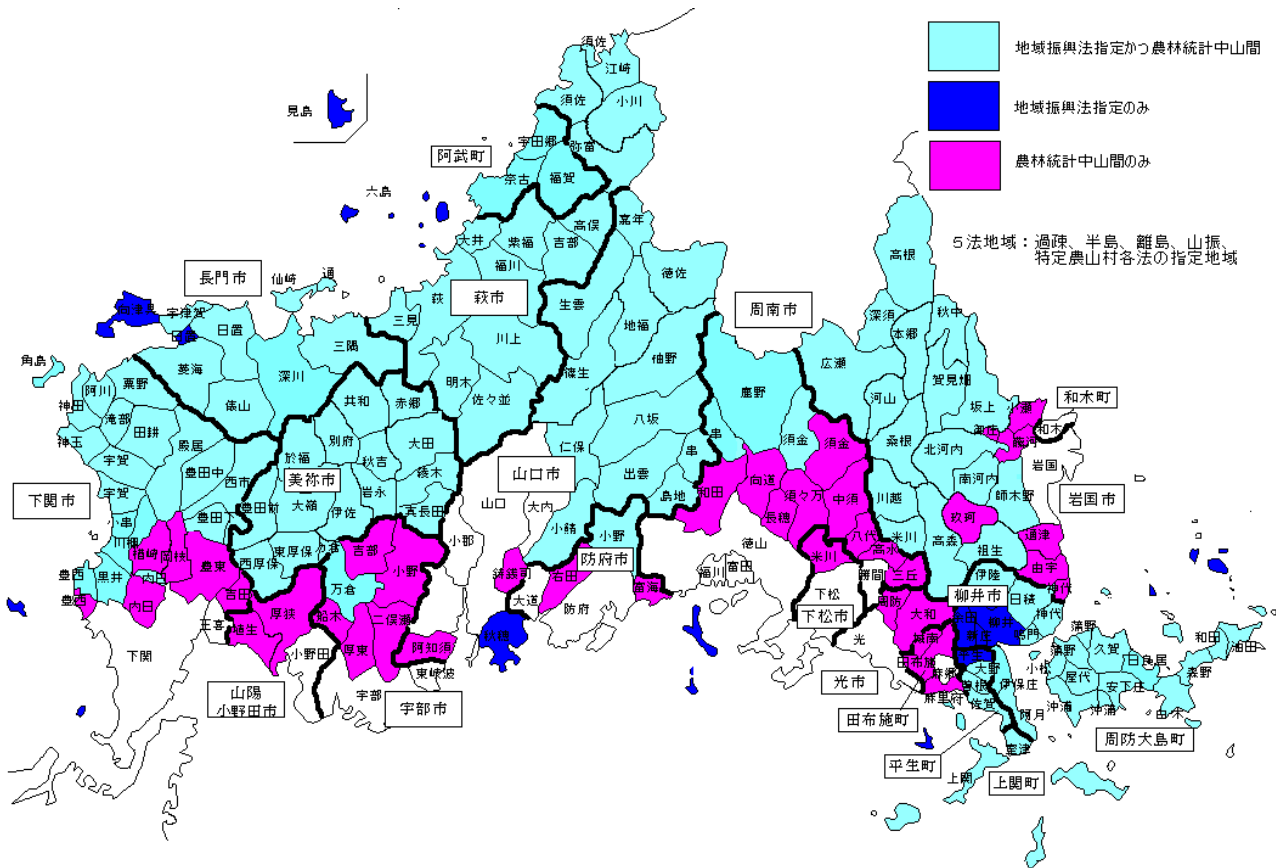
ビジョンの対象となる地域は、条例に定める次の地域です。

1 地域振興5法の適用地域

- ① 「離島振興法」に基づき公示された離島振興対策実施地域
- ② 「山村振興法」に基づき公示された振興山村地域
- ③ 「半島振興法」に基づき公示された半島振興対策実施地域
- ④ 「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」に基づき公示された特定農山村地域
- ⑤ 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき公示された過疎地域及び過疎地域とみなされる区域

2 農林水産省の農業地域類型区分による山間農業地域、中間農業地域

山口県の中山間地域 【令和4年4月現在】



【中山間地域を有する市町】

全域	8市町	萩市、長門市、柳井市、美祢市、周防大島町、上関町、平生町、阿武町
一部	10市町	下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、周南市、山陽小野田市、田布施町

【表1-1 中山間地域の人口、面積】

区分	中山間地域	県全体	割合
人口 (人)	326,070	1,342,059	24.3%
総土地面積 (km ²)	4,267.89	6,112.55	69.8%
耕地面積 (km ²)	343.28	515.21	66.6%
森林面積 (km ²)	3,259.97	4,366.51	74.7%

資料) 国勢調査(総務省:令和2年)

全国都道府県市区町村別面積調(国土交通省国土地理院:令和4年)、一部市町調べ
耕地及び作付面積統計(中国四国農政局:平成17年)、一部市町調べ
森林・林業統計要覧(山口県農林水産部:令和2年)

【ビジョンにおける中山間地域の数値】

現在の指定地域を基に、原則として以下の市町村で整理しています。

旧由宇町、旧玖珂町、旧本郷村、旧周東町、旧錦町、旧美川町、旧美和町、旧柳井市、旧久賀町、
旧大島町、旧東和町、旧橘町、旧大畠町、上関町、旧大和町、平生町、田布施町、旧熊毛町、旧鹿野町、
旧徳地町、旧秋穂町、旧阿知須町、旧阿東町、旧美祢市、旧楠町、旧山陽町、旧美東町、旧秋芳町、
旧菊川町、旧豊田町、旧豊浦町、旧豊北町、旧長門市、旧三隅町、旧日置町、旧油谷町、旧萩市、
旧川上村、阿武町、旧田万川町、旧むつみ村、旧須佐町、旧旭村、旧福栄村(合併前の44市町村)

《参考》中山間地域の持つ多面的機能の評価額

「1 中山間地域の重要性」に記載している中山間地域の多面的機能について、客観的に評価し、経済価値に換算することは困難ですが、国が行った計算方法に準じて本県の中山間地域の持つ多面的機能を金額的に試算すると、表1-2のようになります。

【表1-2 中山間地域の持つ多面的機能の評価額】

区分	評価額	主な機能
森林・山村	8,451億円	水源かん養・土砂崩壊防止 等
農業・農村	643億円	洪水防止、保健休養やすらぎ 等
水産業・漁村	2,648億円	環境保全機能・物質循環補完機能* 等

注1) いずれも国が評価した計算方法に準じて、平成18年2月に試算したもの

注2) 評価額の合計は1兆1,742億円となるが、区分ごとの評価額には一部重複がある。

第2章 中山間地域の現状と課題

1 これまでの中山間地域づくり

本県では、2006(平成18)年に制定された条例に基づいて「山口県中山間地域づくりビジョン(第3期:計画期間 2018年度~2022年度)」を策定し、関係部局が緊密に連携しながら、中山間地域の振興を総合的かつ計画的に推進してきました。

1 自立・持続可能な中山間地域の創造

集落機能*の低下等を周辺の集落で支え合う仕組みづくりを推進するとともに、地域経営力を持った地域づくりを推進

◆ 主要な取組

(1) やまぐち元気生活圏づくりの推進

- やまぐち元気生活圏の形成に向けた市町や地域の取組を支援
- 市町や地域づくり団体、集落支援員などを対象とした課題解決型研修を開催
- 企業、学生、県職員などの外部人材を活用した地域づくり活動を支援
- 地域おこし協力隊*など、地域での活動に意欲のある支援人材の導入促進

(2) 地域経営力の向上

- 地域づくりや経営の専門家が地域経営会社の設立に向けた地域の取組を支援
- 地域経営会社*の事業確立や経営安定を図るため、施設整備を支援

(3) 豊かな地域資源*の保全と継承

- 中山間地域の景観保全のための地域の取組を支援
- 中山間地域等直接支払制度での集落協定による農地保全等の取組を推進
- 「山口型放牧」の活用などによる遊休農地の活用対策の推進

◆ 施策目標の進捗状況

項目	基準値 (2017)	目標値 (2022)	実績値 (2021)
やまぐち元気生活圏づくりに取り組む地域数	23地域	60地域	70地域
中山間地域づくり人材育成研修の参加者数(累計)	-	550人 (5年間)	962人 (4年間)
転入者アンケートによる「YY!ターン」実績数 (移住者数)(累計)	1,745人	10,000人 (5年間)	12,015人 (4年間)
地域おこし協力隊員数	60人	85人	84人
企業や大学生等による地域づくり支援活動への参加者数(累計)	-	4,000人 (5年間)	2,362人 (4年間)
景観に関する計画の策定市数	11市	13市	11市
中山間地域等直接支払制度の取扱面積(年間)	11,921ha	12,000ha	11,557ha
水産多面的機能取組水域内の生物増加率	-	5%以上 増加	1.7%減少
山口型放牧の新規取組面積(累計)	48ha (4年間)	80ha (5年間)	56ha (4年間)

2 移住の推進等による新しい人の流れの創出

YY!ターン（UJIターン*）による移住・定住の促進や都市と地域との多彩な交流による、地域への新しい人の流れをつくるとともに、地域づくりの新しい担い手の育成・確保を促進

◆ 主要な取組

(1) YY!ターン（UJIターン）による移住・定住の促進

- 移住・定住の促進に向けた相談対応や受入支援を推進
- 「やまぐち移住倶楽部」により、移住者同士のネットワーク構築を支援
- 「山口つながる案内所」を設置し、「山口とのつながり」が生み出す新たな人の流れを創出
- 新たな人の流れを呼び込んでいくため、「地方創生テレワーク*」と「ワーケーション*」を一体的に推進
- 地域おこし協力隊*の受入・定着に向けた取組を支援
- 募集から技術研修、就業、定着までの一貫した支援策により、農林水産業への新規就業者の確保・定着を促進

(2) 都市と地域の多様な交流の促進

- 地域の資源や特性、体験等を活かした地域の魅力向上を図る取組を支援
- より深い地域との関わりにつながる地域滞在型交流を推進
- 地域滞在型交流を継続的に実施する担い手組織の育成を支援

◆ 施策目標の進捗状況

項目	基準値 (2017)	目標値 (2022)	実績値 (2021)
転入者アンケートによる「YY!ターン」実績数 (移住者数) (累計) 【再掲】	1,745人	10,000人 (5年間)	12,015人 (4年間)
UJIターン相談件数 (年間)	6,762人	増やす	10,667人
やまぐち移住倶楽部の会員数	171人	300人	204人
地域おこし協力隊員数 【再掲】	60人	85人	84人
農林漁業新規就業者数 (累計)	236人	1,100人 (5年間)	842人 (4年間)
農山漁村交流滞在人口 (年間)	14.5万人 (2016)	16.2万人	9.6万人 (2020)
農林漁業体験民宿数	29軒	35軒	29軒
地域滞在型交流担い手組織数	—	7団体	3団体

3 安心・安全でくらしやすい生活環境の整備

日常生活に欠かせない生活交通や買い物の利便性の確保、医療・福祉サービスの充実など生活環境基盤の整備を推進するとともに、若い世代も住み続けたいくなるような定住環境の整備や高齢者等が元気に活躍する環境づくりを推進

◆ 主要な取組

(1) くらしの安心の確保

- 生活バス路線や離島航路等の生活交通の維持・確保を支援
- 日常生活の利便性・安全性の向上を図るための生活道路の整備を推進
- 地域医療を担う医師・看護師の養成・確保のほか、巡回診療や代診医派遣等の実施により、へき地医療拠点病院の医療提供体制の確保を支援
- 生活関連事業者等と連携した重層的な見守りネットワークを整備

(2) くらしの安全の確保

- 市町と連携し、率先避難体制づくりや自主防災組織*の育成など、災害時における「自助」や「共助」の取組を促進
- 中山間地域における自然災害対策（危険ため池、治山ダム等）の推進

(3) 保育・教育等の子育て環境の整備

- 保育所や放課後児童クラブ*等の整備・運営を、地域の実情に応じて支援
- 小・中・高等学校の各段階を通じて、コミュニティ・スクール*の仕組みを生かした学校と家庭・地域の連携・協働による取組を推進

(4) いきいきとくらせる環境づくり

- 県民活動への参加促進や県民活動団体の自立的活動への支援、県民・団体・企業等の多様な主体が協働する環境づくりの取組を推進
- スポーツによるまちづくりを図る市町の「我がまちスポーツ」の取組を支援

◆ 施策目標の進捗状況

項目	基準値 (2017)	目標値 (2022)	実績値 (2021)
デマンド型乗合タクシー等導入数	34箇所	39箇所	57箇所
「地域医療セミナー」への医学生・看護学校生の参加人数	39人	240人	234人
へき地で勤務する総合診療専門研修プログラム専攻医数	7人	22人	28人
へき地医療拠点病院からへき地診療所への代診医派遣日数	64.5日	増やす	60日
要支援・要介護認定者千人当たり居宅・地域密着型サービス事業所数	19.6箇所 (2016)	20.5箇所 (2020)	19.5箇所 (2020)
消防団員に占める女性割合	4.0%	向上させる	4.9%
ため池の整備箇所数（累計）	1,583箇所	1,683箇所	1,693箇所
治山ダム等の整備地区数（累計）	1,451地区	1,551地区	1,531地区
「我がまちスポーツ」の取組への参加者数（年間）	9.28万人	12万人	11.17万人

4 中山間地域の強みを活かした多様な産業の振興

中山間地域の多様な地域資源*を活用し、地域産業が連携した新しい事業の展開や創業活動等を促進することにより、魅力ある雇用の場を創出・確保

◆ 主要な取組

(1) 観光・交流産業の振興

- 地域の資源や特性、体験等を活かした地域の魅力向上を図る取組を支援

(2) 農林水産業の振興

- 地域の核となる中核経営体*の立ち上がりから経営力強化までの取組を支援
- 6次産業化・農商工連携の一体的な取組による商品開発や販路開拓等を支援
- 集落ぐるみの鳥獣被害防止対策を推進

(3) 商工業の振興

- 地域での生活に必要なサービスの提供や魅力ある店舗の創業等の取組を支援

(4) 地域産業連携による新産業の創出

- 地域の資源や技術等を活用した商品開発や新事業展開への取組を促進

(5) 地域資源を活かしたビジネスの創出

- 地域コミュニティ組織*等による生活支援サービスの提供等の取組を支援
- 空き店舗等の遊休施設を活用したサテライトオフィス*の誘致を推進

◆ 施策目標の進捗状況

項目	基準値 (2017)	目標値 (2022)	実績値 (2021)
農山漁村交流滞在人口(年間)【再掲】	14.5万人 (2016)	16.2万人	9.6万人 (2020)
農林漁業体験民宿数【再掲】	29軒	35軒	29軒
地域滞在型交流担い手組織数【再掲】	—	7団体	3団体
農林漁業新規就業者数(累計)【再掲】	236人	1,100人 (5年間)	842人 (4年間)
集落営農法人数	263法人	320法人	299法人
中山間地域等直接支払制度の取扱面積(年間)【再掲】	11,921ha	12,000ha	11,557ha
ブランド力強化を図る主要なブランド品目の販売量	—	20%以上 増加	3%減少
県産木材供給量	27.6万m ³	30万m ³	30.1万m ³
鳥獣による農林業被害額	4.7億円	3億円	3.9億円
山口型放牧の新規取組面積(累計)【再掲】	48ha (4年間)	80ha (5年間)	56ha (4年間)
中核経営体数	530	649	630
地域資源を活用した創業・事業展開件数	244件	310件	303件
6次産業化・農商工連携による開発商品の新規取引件数	120件	270件	324件

2 中山間地域の現状

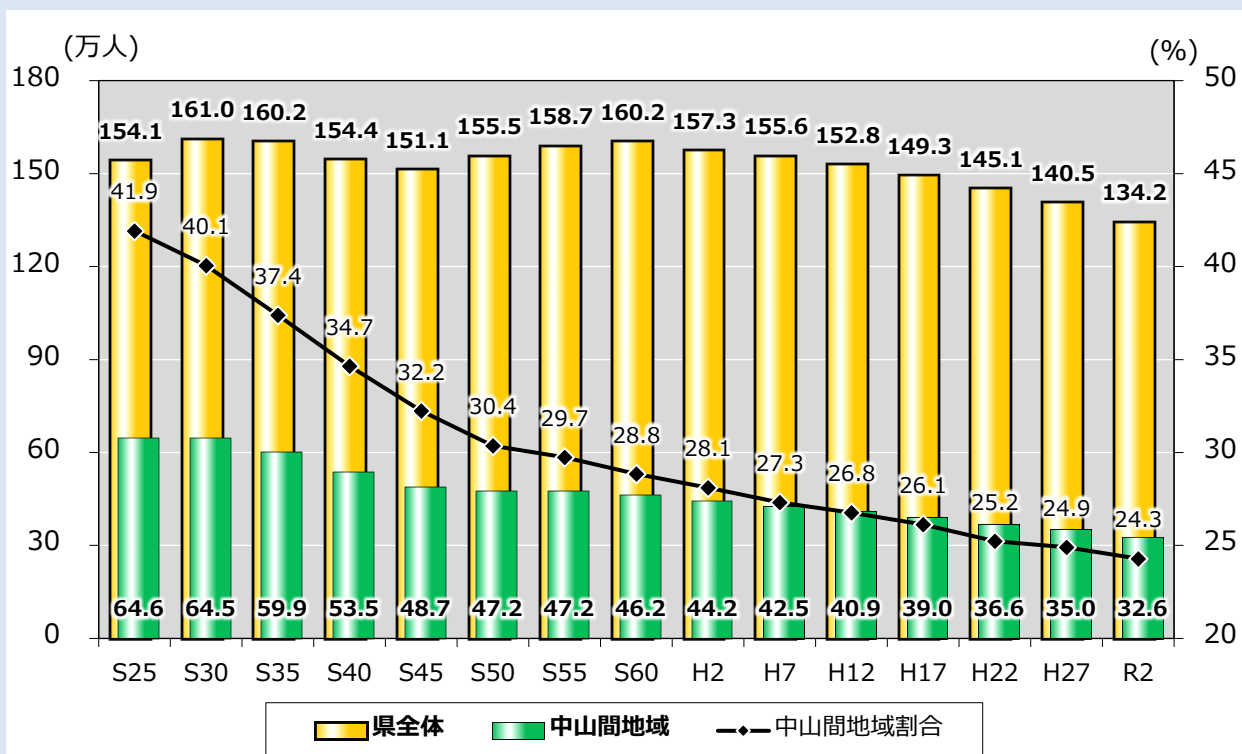
(1) 人口の動向

① 人口の減少

1950(昭和25)年と2020(令和2)年の状況を比較すると、県全体の人口は12.9%の減少率であるのに対し、中山間地域では49.5%の減少と、減少幅が大きくなっています。

また、県全体に占める中山間地域の人口の割合は、1950(昭和25)年では41.9%を占めていましたが、2020(令和2)年では24.3%に減少しています。【図2-1、表2-1】

【図2-1 県人口と中山間地域人口の推移】



【表2-1 県人口と中山間地域人口の推移】

区分		S25	S35	S45	S55	H2	H12	H22	R2
中山間	人口(万人)	64.6	59.9	48.7	47.2	44.2	40.9	36.6	32.6
	対S25年(%)	—	△7.3	△24.6	△26.9	△31.6	△36.7	△43.3	△49.5
県全体	人口(万人)	154.1	160.2	151.1	158.7	157.3	152.8	145.1	134.2
	対S25年(%)	—	4.0	△1.9	3.0	2.1	△0.8	△5.8	△12.9

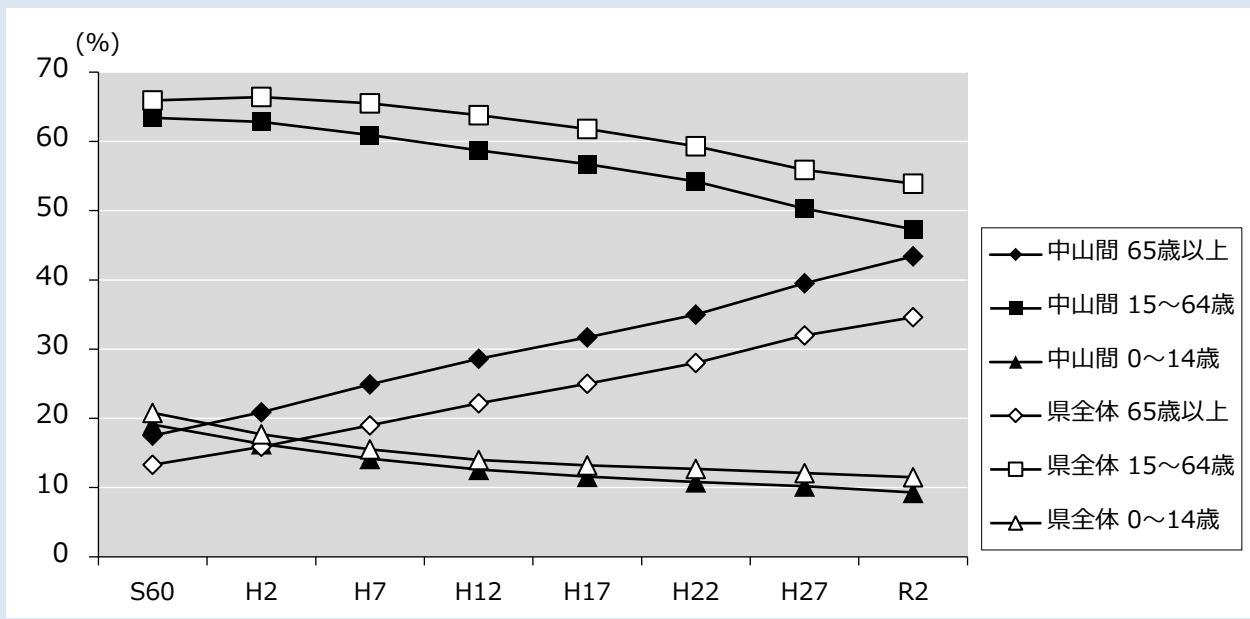
資料) 国勢調査

② 高齢化の進行

県全体に比べ、中山間地域では50歳以上の構成割合が高くなっており、特に65歳以上では、その割合が県全体を大きく上回っています。

年齢別人口構成比の推移をみると、65歳以上の高齢者の割合が増加し続けており、特に中山間地域では1985(昭和60)年の17.5%に比べ、2020(令和2)年には43.4%と、25.9ポイント増加しています。【図2-2、表2-2】

【図2-2 年齢別人口構成比の推移】



【表2-2 年齢別人口構成比の推移】

(単位：%)

区分	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	
中山間	65歳以上	17.5	20.9	24.9	28.6	31.7	35.0	39.5	43.4
	15~64歳	63.4	62.8	60.9	58.7	56.7	54.2	50.3	47.3
	0~14歳	19.1	16.3	14.2	12.6	11.6	10.8	10.2	9.3
県全体	65歳以上	13.3	15.9	19.0	22.2	25.0	28.0	32.1	34.6
	15~64歳	65.9	66.4	65.5	63.8	61.8	59.3	55.7	53.9
	0~14歳	20.8	17.7	15.5	14.0	13.2	12.7	12.2	11.5

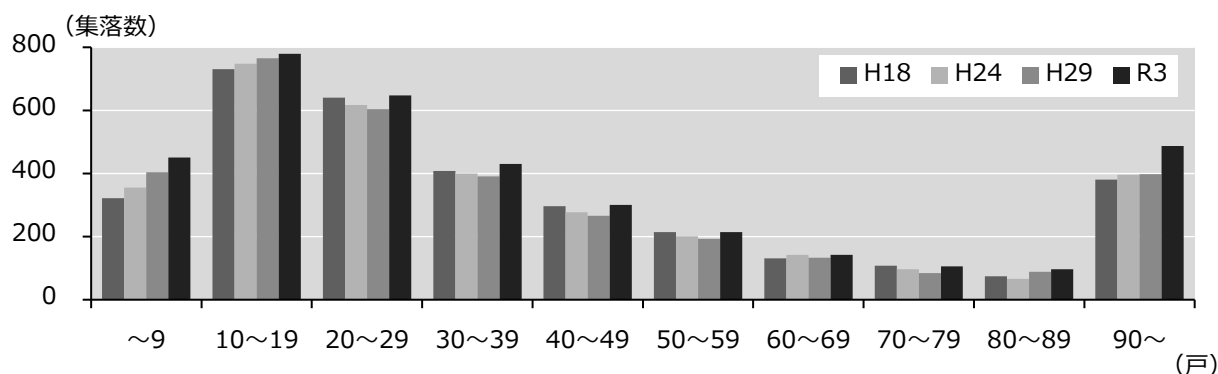
資料) 国勢調査

(2) 集落の状況

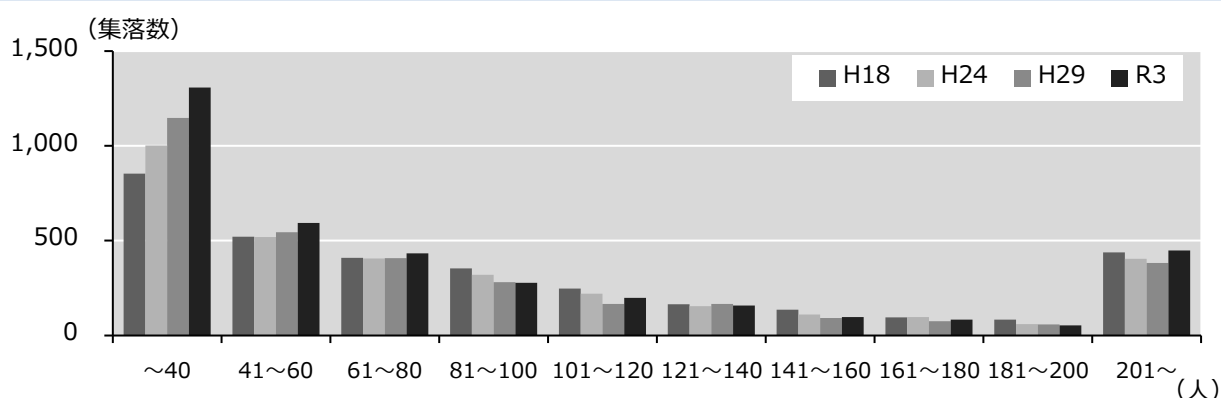
中山間地域における集落は、地域社会の基礎単位として、生産活動や生活を維持する上で、共同体としての機能を発揮してきましたが、人口減少・高齢化の進行等に伴い、集落の小規模・高齢化が進んでいます。【図2-3、図2-4、図2-5】

集落の統合や中山間地域の範囲の見直しなどがあり、単純には比較できませんが、2006(平成18)年3月末時点の集落数は3,305集落、2021(令和3)年3月末時点の集落数は3,653集落となっています。

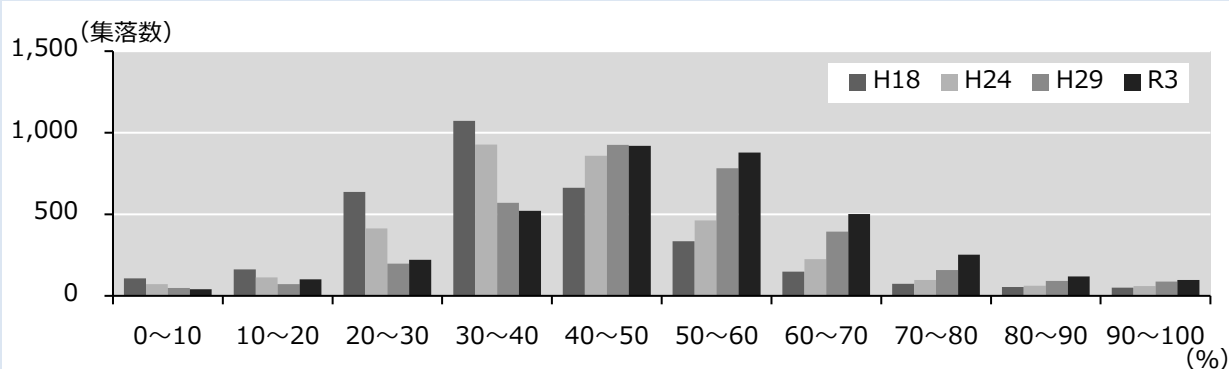
【図2-3 世帯数別の集落の状況】



【図2-4 人口規模別の集落の状況】



【図2-5 高齢化率別の集落の状況】



資料) 県総合企画部調べ(市町からの報告を基に作成)

(3) 生活環境の状況

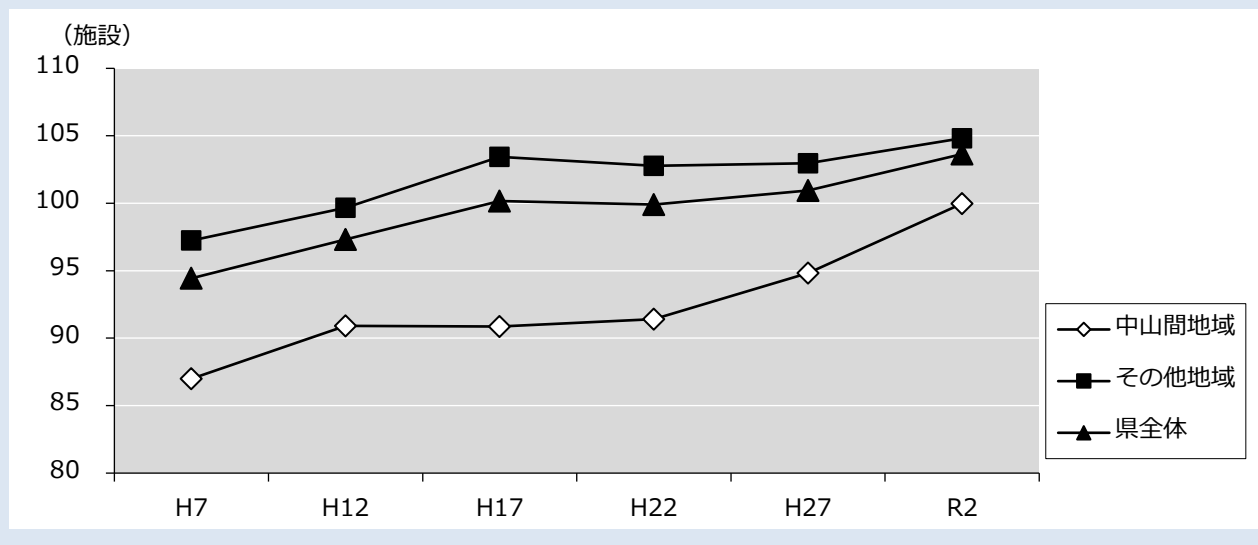
中山間地域では、医療施設、道路、上・下水道、小・中学校等の居住環境の整備水準がその他地域に比べて低位にあることが多く、これまでも定住条件の整備を中心に各種生活環境の整備を進めてきましたが、依然として、一定の差が生じており、生活面での課題につながっています。

① 医療基盤

中山間地域では、その他地域に比べて、人口10万人当たりの病院・診療所数が少ない状況にあり、また、無医地区も存在するなど、医療基盤の充実が望まれています。

【図2-6、表2-3】

【図2-6 人口10万人当たりの病院・診療所数の推移】



【表2-3 人口10万人当たりの病院・診療所数の推移】

(単位：施設数)

区分	H7	H12	H17	H22	H27	R2
中山間地域	87.0	90.9	88.0	89.0	94.8	100.0
その他地域	97.2	99.7	102.4	101.7	103.0	104.8
県全体	94.4	97.3	98.6	98.5	100.9	103.6

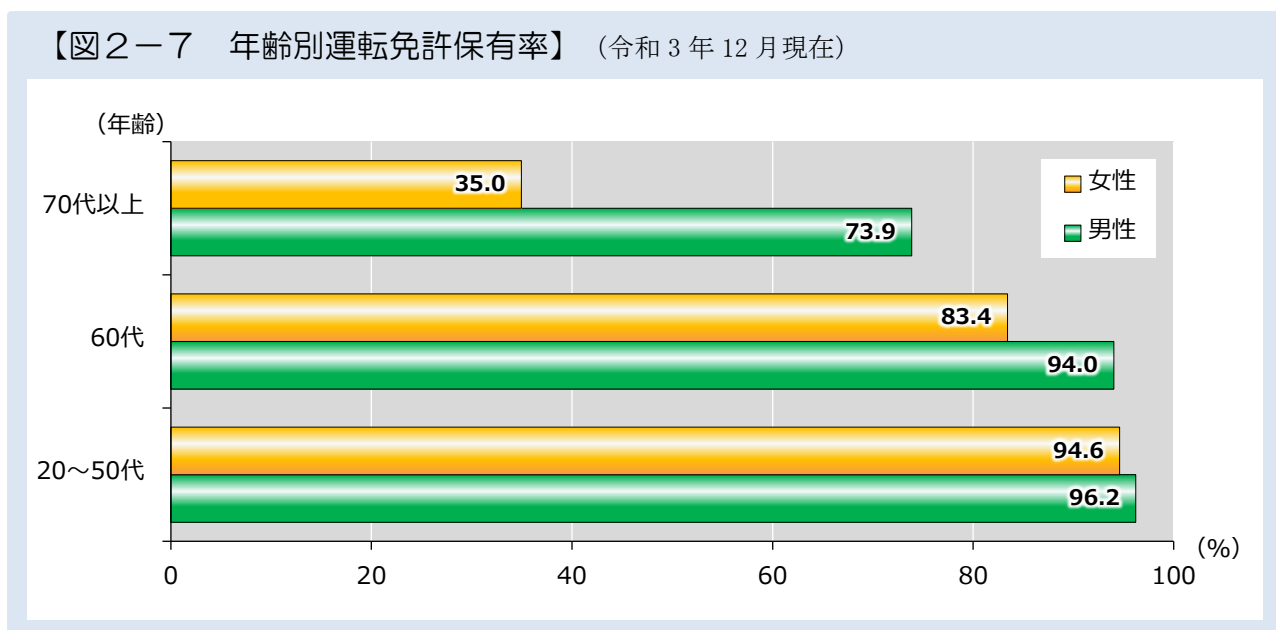
資料) 県総合企画部・県健康福祉部

② 生活交通

中山間地域における通学、通院、買い物などの日常生活を支える生活交通として、路線バスが大きな役割を果たしていますが、自家用車の普及や過疎化の進行等に伴い、利用者の減少が続いており、地元自治体等の補助金なしでは運行が困難な路線が多数あります。

また、高齢者の免許返納も増加している中で、女性高齢者の免許保有率は男性高齢者に比べて低く、身近な生活交通の確保は重要な課題となっています。【図2-7】

【図2-7 年齢別運転免許保有率】（令和3年12月現在）



資料) 県警察・県総合企画部

③ 生活道路、上・下水道

中山間地域における「市町道の道路改良率・舗装率」や「上・下水道普及率」は、2011(平成23)年と比べ、2020(令和2)年では向上していますが、その他地域と比べ依然として10ポイント程度低い状況にあることから、引き続き、生活道路や上・下水道の計画的な整備を進めることが求められています。【表2-4、表2-5】

【表2-4 市町道の道路改良率・舗装率】

区分	道路改良率 (%)			道路舗装率 (%)		
	H23	H27	R2	H23	H27	R2
中山間地域	54.2	55.3	56.0	89.8	90.6	90.8
その他地域	64.1	64.2	65.1	94.5	94.7	94.8
県全体	58.8	59.3	60.1	92.0	92.5	92.6

資料) 道路施設現況調査、一部市町調べ

【表2-5 上・下水道普及率】

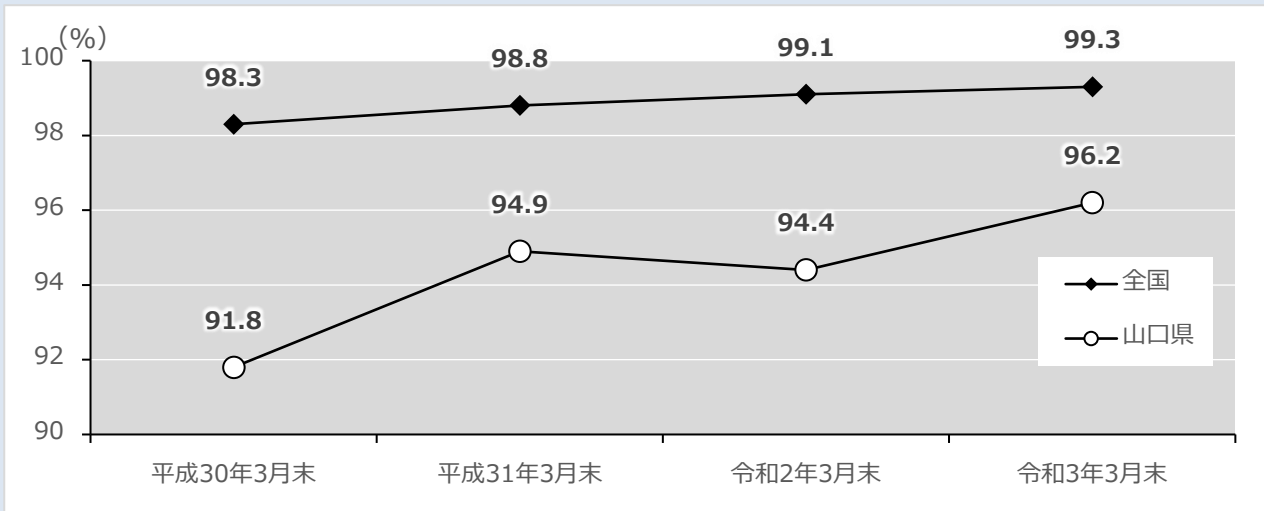
区分	上水道普及率 (%)			下水道普及率 (%)		
	H23	H27	R2	H23	H27	R2
中山間地域	80.8	81.5	85.9	73.5	78.9	81.6
その他地域	96.9	97.0	96.3	84.9	87.8	90.2
県全体	93.0	93.2	93.9	82.0	85.6	88.1

資料) 汚水処理人口普及状況調(集落排水施設、合併処理浄化槽等を含む。)

④ 情報通信基盤

中山間地域での情報通信基盤の整備は着実に進んでいますが、その他地域と比較すると携帯電話の不感地域や、光ファイバ*網などの超高速ブロードバンドサービスの提供が不十分な地域が存在していることから、引き続き、情報通信基盤の更なる充実を進めていく必要があります。【図2-8】

【図2-8 光ファイバ整備状況】



資料) 総務省

⑤ 小・中学校の状況（公立学校）

中山間地域では、小・中学校の統廃合が進んでおり、2000(平成12)年と比べ、2021(令和3)年では、4割近く減少しています。

また、小規模校も増加している中で、少人数下での学習環境の整備が求められています。【表2-6】

【表2-6 市町村立小学校・中学校数の推移】

区分	市町村立小学校（校）			市町村立中学校（校）		
	H12	H27	R3	H12	H27	R3
中山間地域	190	140	126	90	64	57
その他地域	171	155	150	94	84	81
県全体	361	295	276	184	148	138

資料) 教育委員会学校一覧（分校及び休校を除く。）

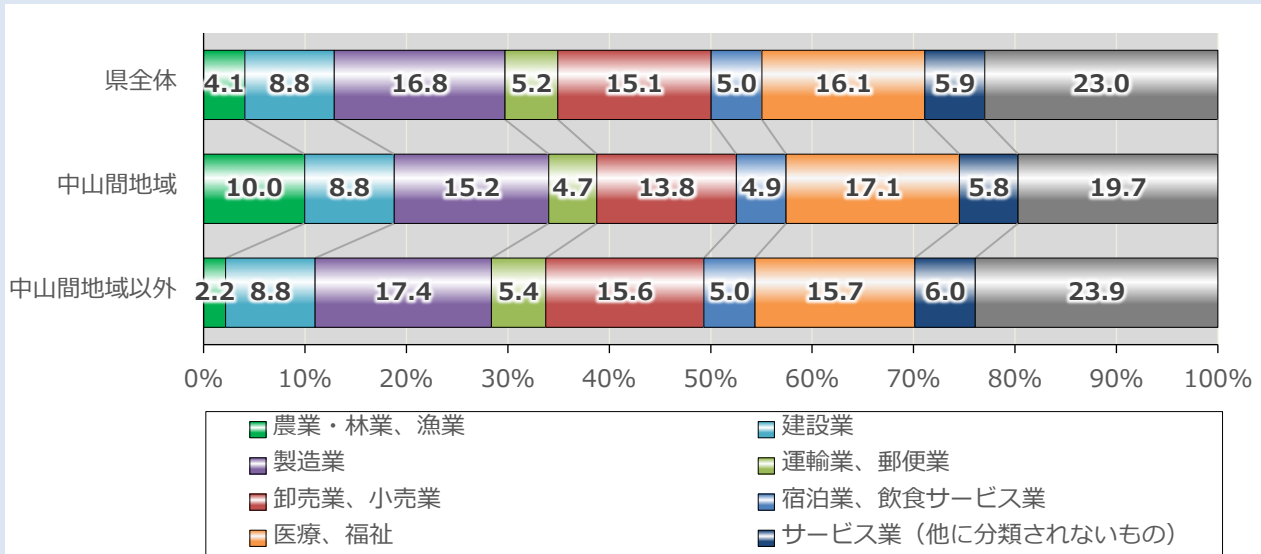
(4) 産業活動の状況

① 就業人口と経済活動の状況

中山間地域における産業別の就業人口は、第1次産業の割合が10.0%となっており、その他地域における割合である2.2%に比べて、高いのが特徴ですが、その割合は低下傾向にあり、中山間地域における就業形態は多様化しています。【図2-9】

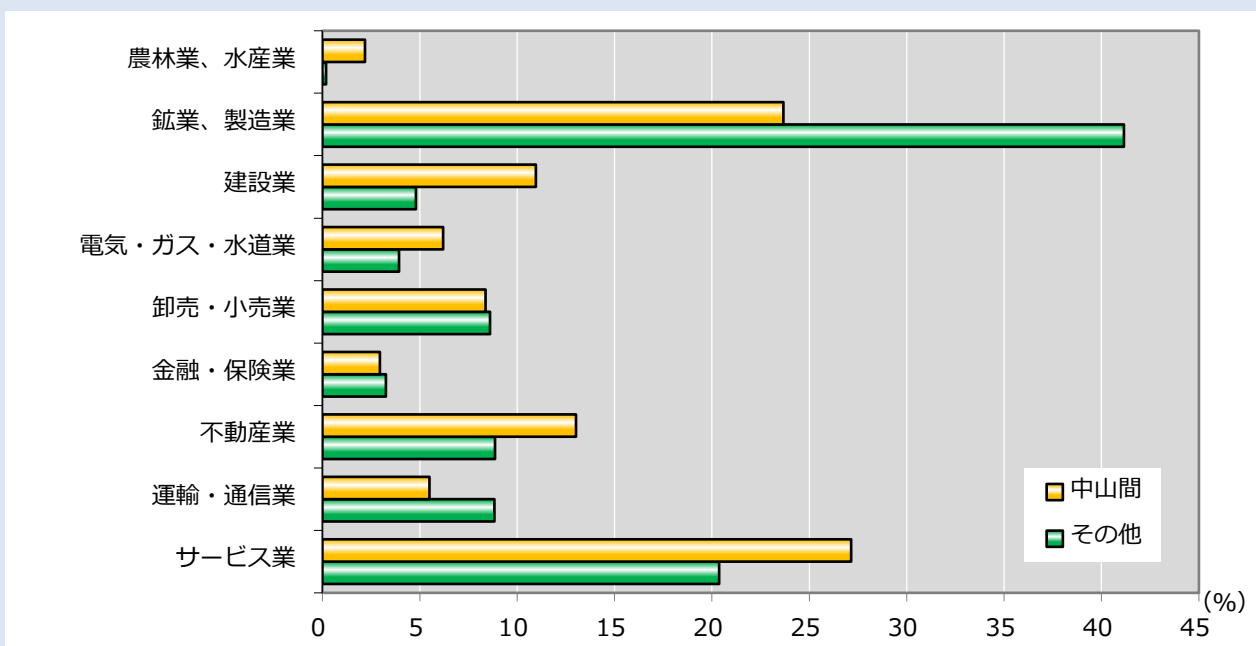
また、経済活動別に市町内総生産額を見ると、中山間地域における第1次産業の総生産額のウェイトは総じて低く、サービス業や製造業、不動産業などの占める割合が高くなっています。【図2-10】

【図2-9 就業人口の割合（令和2年）】



資料) 国勢調査

【図2-10 経済活動別市町内総生産（令和元年度）】



資料) 「市町民経済計算」を基に、中山間地域づくり推進課において試算

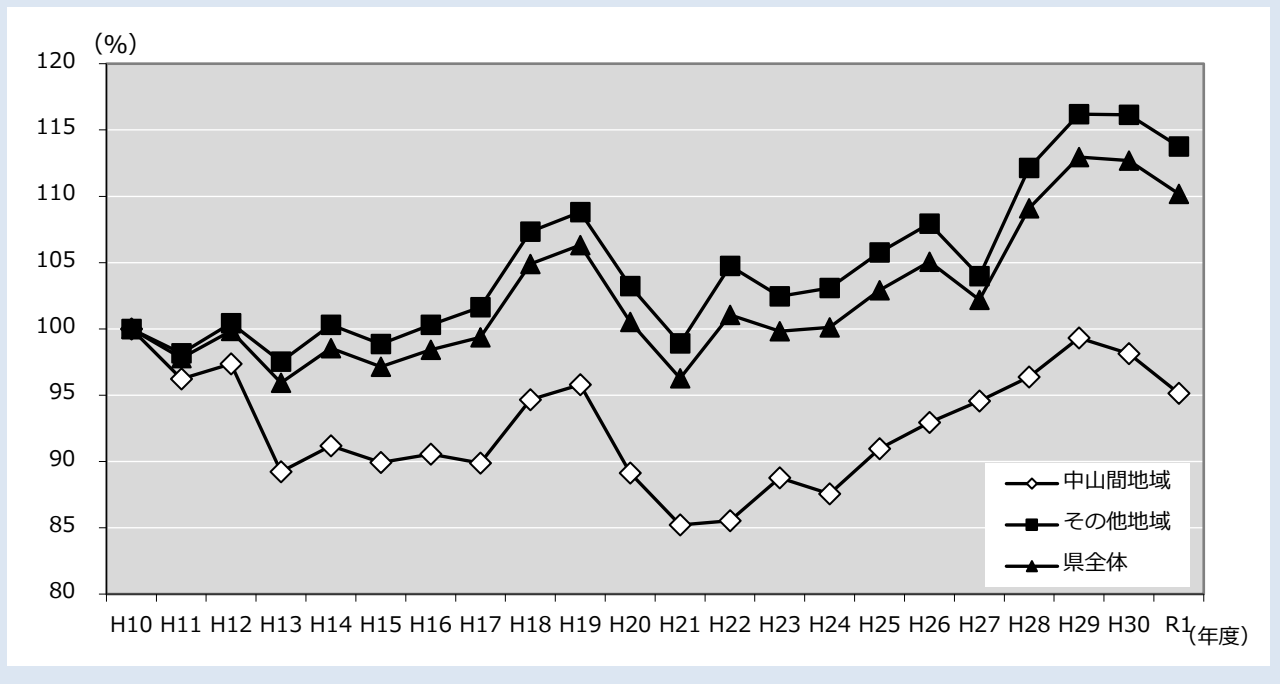
② 産業活動の停滞

中山間地域では、農林水産業における価格の低迷や公共事業の縮減による受注高の減少等を背景にして総生産額が低下しており、1998(平成10)年度を100とした場合、2019(令和元)年度では、95.1ポイントとなっています。【図2-11】

また、産業別総生産額の割合も、就業人口と同様に、第1次産業の割合が減少しています。【図2-12】

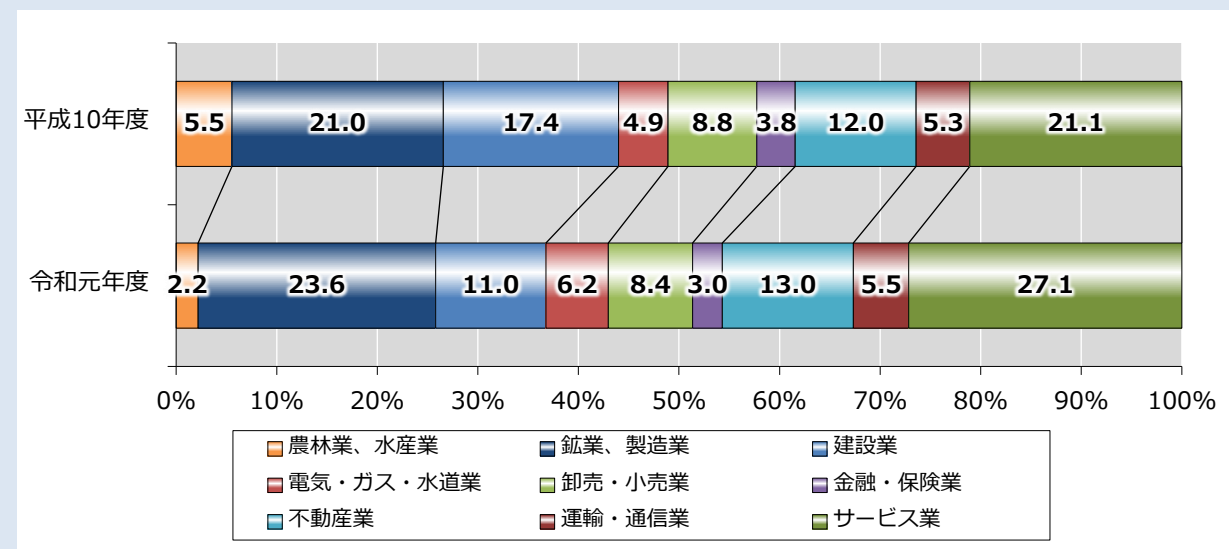
地域住民の経済基盤を強化するための新たな産業の育成や、中山間地域における基幹産業ともいえる農林水産業の振興が大きな課題となっています。

【図2-11 総生産額の推移 -平成10年度を100とした場合-】



資料) 「市町民経済計算」を基に、中山間地域づくり推進課において試算

【図2-12 中山間地域における産業別総生産額の割合】



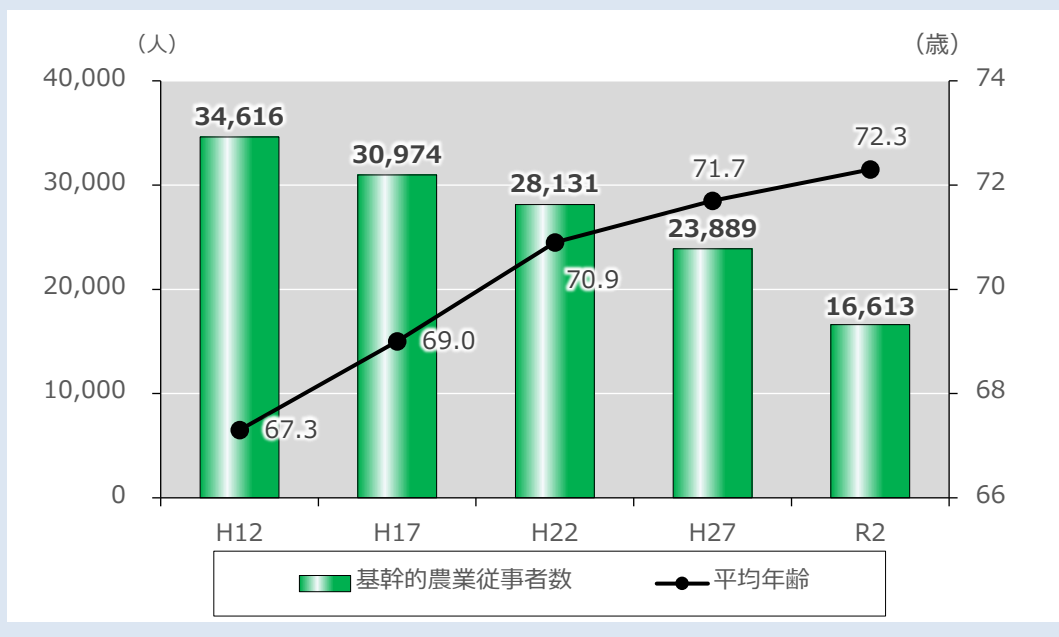
資料) 「市町民経済計算」を基に、中山間地域づくり推進課において試算

(5) 地域農業の状況

農業従事者の減少・高齢化が進行しており、基幹的農業従事者（ふだん仕事として主に自営農業に従事している者）は、2000(平成12)年の34,616人から大きく減少し、2020(令和2)年には16,613人となっています。また、平均年齢は上昇を続け、70歳を超える状況です。【図2-13】

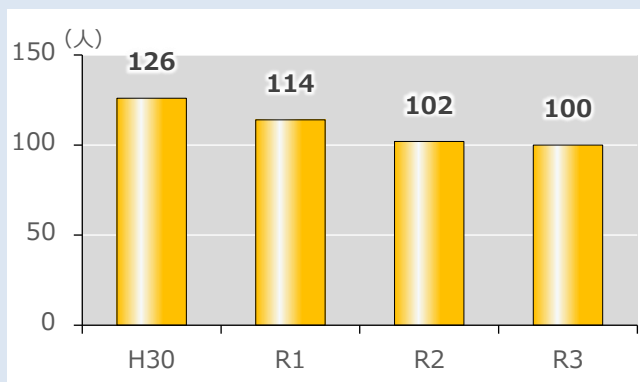
このような状況の中、県では「担い手支援日本一」を掲げ、募集から技術研修、就業、定着までの一貫した支援に努めています。【図2-14】

【図2-13 基幹的農業従事者数・平均年齢の推移】



資料) 農林業センサス、山口県の農林業(県総合企画部)

【図2-14 新規就農者数の推移】



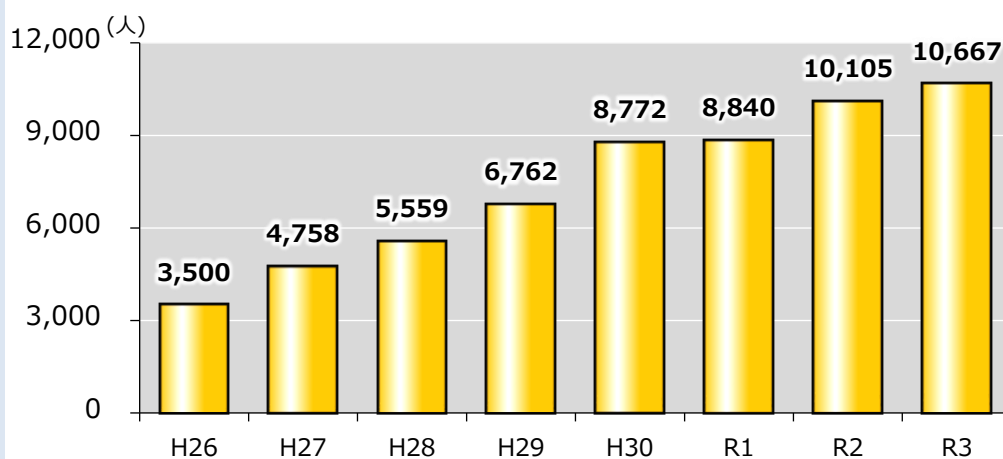
資料) 県農林水産部

(6) 移住・定住の状況

本県への移住相談受付件数は、2014(平成26)年の3,500件から、2021(令和3)年には約3倍となる10,667件と大幅に増加しています。【図2-15】

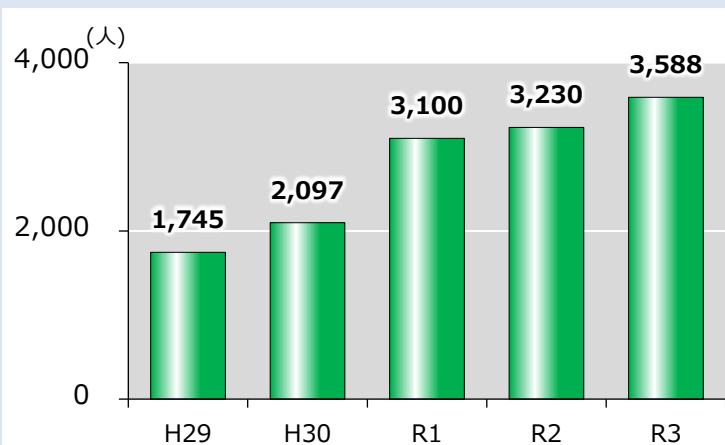
また、転入者アンケート等で把握した本県への移住者数は2017(平成29)年の1,745件から、2021(令和3)年には約2倍となる3,588件に増加するなど、直近4年間の累計で12,015人が移住しています。【図2-16】

【図2-15 山口県への移住相談受付件数】



資料) 県総合企画部

【図2-16 転入者アンケート等による移住者数】



資料) 県総合企画部

3 中山間地域の「強み」と「潜在力」

本県の中山間地域には困難な課題を克服することができる、多くの強みと可能性があります。これまでの成果の上に立って、「強み」を活かし、可能性としての「潜在力」を引き出して大きく伸ばしていく施策を推進し、中山間地域の活力を高めていきます。

(1) やまぐち元気生活圏づくりの取組の進展

広域的な範囲で集落機能*や日常生活を支え合う「やまぐち元気生活圏」づくりの取組が県内の多くの地域（71地域）で進んでいます。

また、企業の社会貢献活動や大学におけるPBL*など、企業や大学生等が地域づくり活動を支援する体制が整っています。

(2) 地方移住への関心の高まりと新たな人の流れを呼び込む取組の進展

コロナ禍を契機に、地方暮らしの良さが改めて認識され、若い世代を中心に地方移住への関心が高まっています。

また、サテライトオフィス*やコワーキングスペースなど、「転職なき移住」や新たなビジネスを呼び込む環境が整っている地域があります。

(3) 中山間地域と都市地域が近接する地理的条件を活かした取組の拡大

本県は、中山間地域と都市地域が近接しているという地理的条件があり、短時間で行き来ができるなど、都市農山漁村交流に適した環境であるとともに、都市住民が中山間地域での地域づくり活動に関わるなど、多様なライフスタイルの実現や地域とのつながりを持つのに適した環境にあります。

(4) 多様な地域資源*を活用した取組の進展

中山間地域の多様な地域資源を活用した農商工連携や6次産業化の展開、コミュニティ・ビジネス*の創出等が進んでいます。

4 中山間地域づくりを進める上での主要な課題

中山間地域を取り巻く社会・経済情勢の変化や、現状などを踏まえ、中山間地域づくりを進める上では、次のような課題が挙げられます。

こうした幅広い地域課題の解決に向けて、これまで積み重ねてきた取組を発展・加速させるとともに、デジタル技術などの新しい技術を活かした、今までとは異なる発想による取組も進めるなど、総合的・計画的な施策展開を図っていく必要があります。

(1) 暮らしを支え合う仕組みづくりの強化

中山間地域では、人口減少や高齢化の進行により、地域づくり活動の担い手が減少していることから、集落機能を維持していくため、広域的な範囲での支え合いの仕組みづくりや、地域を支える新たな担い手の育成・確保を進めていく必要があります。

■ 広域的な範囲で集落機能*や日常生活を支え合う仕組みづくり

人口減少・高齢化の進行により、集落機能の維持に支障を来す地域も生じる中、安心して暮らし続けられる中山間地域を実現していくため、広域的な範囲で集落機能や日常生活を支え合う「やまぐち元気生活圏」づくりを進めるとともに、地域自らが地域課題の解決に取り組むことが必要です。

■ 新たな技術や制度を活用した地域課題の解決

デジタル技術を活用した今までとは異なる発想による取組や、特定地域づくり事業協同組合制度を活用した新たな担い手の確保など、新たな技術や制度を地域課題の解決に取り入れていくことが必要です。

■ 地域づくりの新たな担い手の育成・確保

中山間地域では、人口減少や高齢化の進行により、地域づくり活動の担い手が減少していることから、研修等の機会を通じて、活動の中心となるリーダーを育成するとともに、新たな担い手の育成・確保が必要です。

また、都市部からの移住者や地域おこし協力隊*など、地域づくり活動に意欲がある外部人材を呼び込むことも必要です。

■ 地域の取組を支援する体制の構築

行政のみでは、専門的・継続的に支援することに限界があることから、地域の課題解決にあたっては、専門家や企業、大学生など、多様な主体と協働・連携しながら、様々な知見や技術を活用していくことが効果的です。

そのため、地域づくりに関わる多様な主体が連携し、専門的・持続的な支援を行う体制を構築することが必要です。

(2) 新たな人の流れの創出・拡大

人口減少下にあっても、地域の活力を維持・創出していくためには、地方移住への関心の高まりなどの動きを捉え、中山間地域の豊かな暮らしの魅力や多彩な地域資源を活かして、若者や子育て世代を中心とした移住・定住の促進や、農林水産業の担い手確保対策の推進など、中山間地域への新たな人の流れを創出することが必要です。

■ 移住・定住の促進

地域の新たな担い手の確保・育成に向け、若者や子育て世代を中心とした移住・定住を促進するとともに、地域と継続的に関わる「関係人口*」に着目した取組により、移住の裾野の拡大を進めていくことが必要です。

■ 都市と農山漁村の多様な交流の促進

コロナ禍により停滞した都市農山漁村交流の再開に向け、機運醸成や受入体制の再構築、地域の魅力向上を図る取組を促進するとともに、中山間地域の多彩な地域資源*を活かしたマイクロツーリズム*等の新たな観光需要に対応する取組地域の拡大や担い手育成の推進が必要です。

■ 農林水産業における担い手確保対策の推進

地域農林水産業における担い手の高齢化や後継者不足等の厳しい状況に対応していくためには、募集から技術研修、就業、定着までの一貫した支援策の活用とともに、定着に向けての関係機関・団体と一体となった取組の推進が必要です。

(3) 安心・安全に暮らし続けられる生活環境の整備

集落の小規模・高齢化に伴い、地域における相互支援機能の低下が懸念されており、中山間地域で安心・安全に暮らし続けることのできる環境を確保していくことが重要となっています。

また、高齢化が急速に進行する中で、高齢者等が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、地域の体制づくりを進めていく必要があります。

■ 地域での助け合いの仕組みづくり

住み慣れた地域で、お互いが支え合いながら、安心して安全に暮らせる生活環境を築いていくためには、地域住民と密接な関わりを持つ生活関連事業者等と連携を図りながら、地域における見守り・支え合いの体制づくりを進めることが重要です。

また、高齢者や障害者等が地域の中で自立した生活ができるよう、地域での助け合い機能を発揮できるような仕組みづくりが必要です。

■ 地域防災力の充実強化

中山間地域では、集落戸数の減少や高齢者のみの世帯の増加が進んでおり、地域防災の要である自主防災組織*の活性化などにより、地域住民の「自助」、「共助」の取組を促進するとともに、災害の犠牲になりやすい高齢者や障害者など配慮が必要な方への対策の強化が必要です。

■ 身近な生活交通システムの構築

中山間地域において、高齢者の買い物や通院、児童生徒の通学などの日常生活を維持していくためには、交通不便地域を解消し、地域の生活を守る身近な交通手段を確保することが重要です。

各地域においては、日常生活に欠かせない路線バス等の維持に努めるとともに、デマンド型乗合タクシー*の導入や福祉バス等と連携した交通システムなど、地域住民の生活を支える新しい交通システムの構築を、更に進めていく必要があります。

(4) 多様な資源を活かした産業の振興

中山間地域では、基幹産業である農林水産業をはじめ、地域の産業活動が停滞している状況にあり、産業活動の活発化や新たな雇用の創出は、切実な問題となっています。

■ 農林水産業の振興

中山間地域の基幹産業である農林水産業の振興を図るため、持続可能な農業生産の仕組みづくりや農業への幅広い新規参入の促進、地域の特性を活かした農林水産物づくりなどを進める必要があります。

また、野生鳥獣による農林業等への被害を防止するため、捕獲の担い手を確保・育成するとともに、地域ぐるみの鳥獣被害防止対策に取り組む必要があります。

■ 地域資源*を活用した新しい産業の創出

中山間地域の多様な地域資源を最大限に活用できるよう、地域内外の幅広い関係者との連携を強化し、「売れるものづくり」の観点から、6次産業化・農商工連携の展開や、活発な創業活動を促進する必要があります。

第3章 基本目標と施策の柱

1 ビジョン改定の視点

県と市町が連携した、全県的な推進体制の下、やまぐち元気生活圏の形成に中山間地域を有する全市町が着手したほか、移住者数の増加や都市農山漁村交流の拡大など、一定の成果が現れているものの、中山間地域では、前述したとおり、多くの課題を抱えています。

人口減少・高齢化が進行する中であっても、地域の活力を維持・創出し続け、中山間地域の住民が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができる、そして、地域資源を活用した持続可能な中山間地域づくりを推進していくため、次の視点でビジョンを見直し、条例に掲げる基本方針に沿って、総合的・計画的な施策展開を図っていきます。

◇ 社会経済情勢の変化に対応した中山間地域での生活を支える施策の重点化

- ・ 人口減少や高齢化の進行に対応した地域づくりの推進
- ・ 地方移住への関心の高まりなどを捉えた移住・定住の促進
- ・ 中山間地域で安心・安全に暮らし続けるための対策の推進
- ・ 地域資源*を有効活用した地域産業の振興や、再生可能エネルギー等の有効利用などによる循環型社会、脱炭素社会の実現に向けた取組の促進

◇ これまでの施策の取組成果や課題を踏まえた新たな対策の検討

- ・ 地域における買い物支援や見守り支援にデジタル技術を活用するなど、新たな技術や制度を活用しながら、これまで積み重ねてきた取組を発展・加速させるとともに、今までとは異なる発想による取組を検討・実施

◇ 中山間地域の「強み」を活かし「潜在力」を引き出す特徴ある施策の推進

- ・ 多様な地域資源の活用や元気生活圏づくりの取組の進展、中山間地域と都市地域がバランスよく分散・点在する地理的条件など、本県の中山間地域が有する「強み」を活かし、「潜在力」を引き出して大きく伸ばしていく施策を推進

2 中山間地域づくりの基本的な考え方

中山間地域の住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、人口減少下にあっても活力を維持・創出し続ける持続可能な中山間地域づくりを推進します。

3 基本目標

「第2章 中山間地域の現状と課題」や「ビジョン改定の視点」などを踏まえ、計画期間における基本目標を次のとおりとします。

【基本目標】

人口減少下にあっても活力を維持・創出し続ける中山間地域の実現
～地域力の結集により、好循環を生み出し暮らしを支え合う中山間地域を目指して～

4 施策の柱

「基本目標」の下に、次の4つの「施策の柱」を設定し、人口減少下にあっても活力を維持・創出し続ける中山間地域の実現を目指します。

1 中山間地域での暮らしを支え合う仕組みづくりの強化

広域的な範囲で集落機能*や日常生活を支え合う仕組みづくりや、好循環を生み出す地域づくりを進めるとともに、地域づくりの新たな担い手の育成・確保や地域の取組を支援する体制の整備、豊かな地域資源*を保全・継承していく地域づくりを進めます。

2 中山間地域への新たな人の流れの創出・拡大

若者や子育て世代を中心とした移住・定住の促進や、都市と地域との多様な交流の促進などによって地域への新たな人の流れを創出するとともに、関係人口*の拡大や「地方創生テレワーク*」と「ワーケーション*」の一体的な推進によって、地域への移住の裾野拡大を推進します。

3 安心・安全に暮らし続けられる生活環境の整備

中山間地域で、誰もが「安心・安全」に暮らし続けられるよう、日常生活に欠かせない生活交通や買い物の利便性の確保、医療・福祉サービスの充実など生活環境基盤の整備を進めるとともに、若者や子育て世代も住み続けたいくなるような定住環境の整備や高齢者等が元気に活躍する環境づくりを進めます。

4 中山間地域の多様な資源を活かした産業の振興

農林水産業の振興を基本としつつ、中山間地域の多様な地域資源を有効に活用し、地域産業が連携した新たな事業の展開や創業活動等を促進し、地域住民が生きがいを持って、安定した暮らしが続けられるよう、魅力ある雇用の場の創出・確保を図ります。

「施策の基本方針」については、山口県中山間地域振興条例において、次のとおり規定されています。

- 1 中山間地域の有する多面にわたる機能に関する県民の意識の啓発を図ること。
- 2 中山間地域の住民が当該中山間地域の振興に関し行う自主的かつ主体的な取組が促進されるよう配慮すること。
- 3 定住を促進するための生活環境の整備及び住民が安心して暮らすことができる安全な生活を確保するための生活基盤の整備を図ること。
- 4 集落の育成並びに中山間地域の振興の担い手の育成及び確保を図ること。
- 5 農林水産業その他の中山間地域における産業の振興を図るとともに、中山間地域に存する技術、人材その他の資源を活用した新たな事業の創出及び育成を図ること。
- 6 中山間地域とその他の地域との間及び中山間地域相互間における多様な交流及び連携を図ること。

5 施策の進め方

基本目標の実現に向けて、施策の「4つの柱」の下に、県民・市町・県の力を結集し、本県の総合力を高めながら、次のような観点から施策を進めます。

(1) 施策の体系的な推進

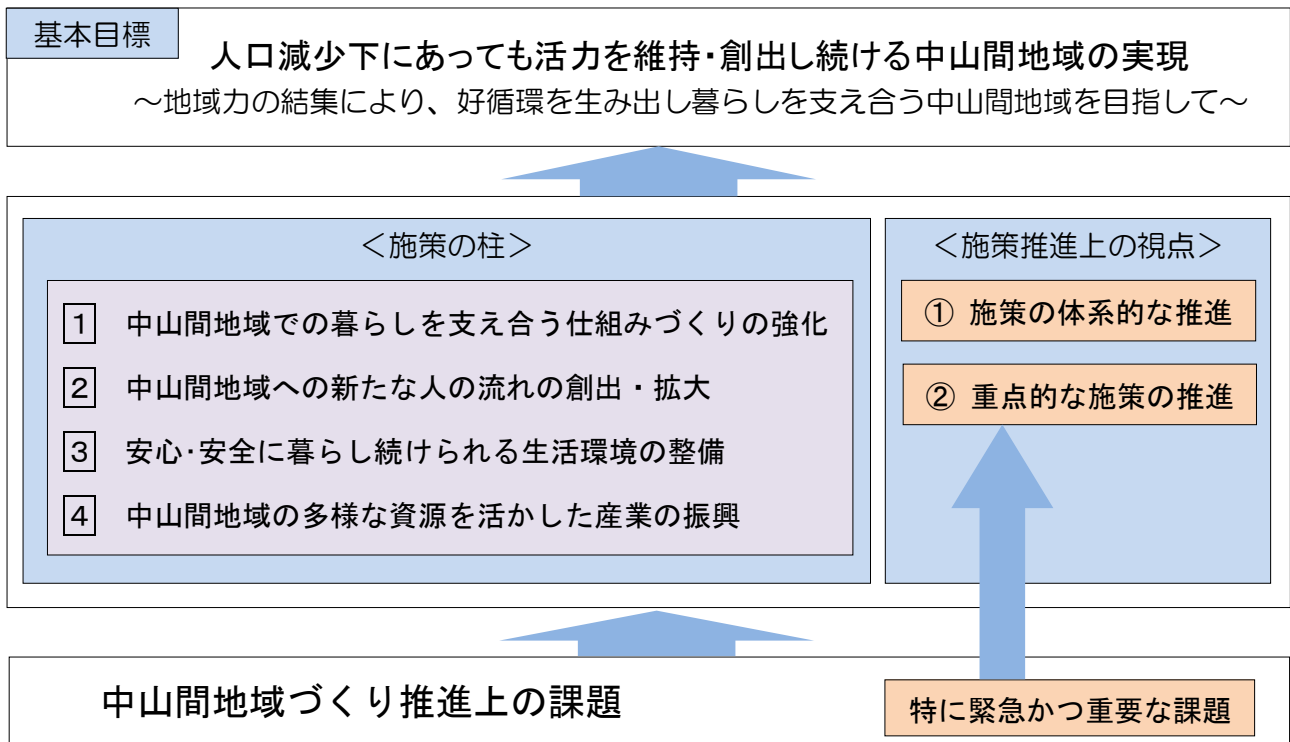
様々な課題やニーズを抱える中山間地域において、活力を維持・創出し続けていくためには、市町、地域と連携・協働しながら、全庁を挙げて、総合的な視点に立って中山間地域対策を進めていく必要があります。

このため、施策の柱に沿って、諸施策を体系化し、取組を進めていきます。

(2) 重点的な施策の推進

中山間地域の置かれている厳しい環境の中で、ビジョンの計画期間内に、一つでも多くの成果を上げていくためには、「今、何が必要で、何をなすべきか」を的確に判断しながら、施策に集中的に取り組んでいくことが重要です。

このため、今後の中山間地域づくりを進める上で、特に緊急かつ重要な課題に対し、取り組むべき対策を「重点プロジェクト」として掲げ、集中的に取り組んでいきます。



【山口県らしさを活かす】

本県では、県土の約7割を中山間地域が占めていますが、一方で、都市地域がバランスよく点在しており、両地域が近接する地理的条件は、本県ならではの特徴であり、大きな魅力ともなっています。

このため、施策の推進に当たっては、中山間地域と都市地域との一体的な取組や、双方のメリットを活かし、デメリットを補う仕組みづくりが重要です。

【中山間地域での暮らしの将来像】

人口減少・高齢化が一層進行する中であっても地域の活力を維持・創出し続け、中山間地域の住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる、そして、地域の資源を活用した持続可能な中山間地域が実現できるよう、社会経済情勢の変化にも対応しながら、次のような将来像を目指して、新たな未来に向けた中山間地域づくりを進めます。

- 多くの地域で「やまぐち元気生活圏」づくりが進み、県下全域で多くの方が参画した地域づくり活動が積極的に展開されるなど、地域での暮らしを住民同士や地域に関わる多様な主体が支え合う好循環が生まれています。
- 都市地域と中山間地域の交流や一体的な取組が積極的に展開され、中山間地域ならではの魅力を感じた方の移住・定住が進むなど、中山間地域への新たな人の流れが生まれ、地域づくり活動の活発化や関係人口*の拡大につながっています。
- 中山間地域での日常生活を支える買い物や生活交通、医療・福祉サービスなどを維持・確保するための基盤整備や体制づくり、新たな技術の活用などが進み、安心・安全に暮らし続けられる生活環境が整っています。
- 都市との交流や農林水産業など、様々な分野における地域資源*を活かした事業展開や創業、エネルギーの地産地消などの取組により、地域の中で資源の循環が進み、地域での暮らしを支える新しいサービスや仕事を生み出しています。



第4章 施策の体系的な推進

総合的な視点に立って中山間地域対策を進めていくため、施策の柱に沿って、諸施策を体系的に整理し、総合的に取り組んでいきます。

《施策の体系》

1 中山間地域での暮らしを支え合う仕組みづくりの強化

- (1) やまぐち元気生活圏づくりの推進
- (2) 地域経営力の向上
- (3) 地域づくりの新たな担い手の育成・確保
- (4) 地域の取組を支援する体制の整備
- (5) 豊かな地域資源の保全と継承

2 中山間地域への新たな人の流れの創出・拡大

- (1) 移住・定住の促進
- (2) 関係人口の創出・拡大
- (3) 都市と地域の多様な交流の促進

3 安心・安全に暮らし続けられる生活環境の整備

- (1) 暮らしの安心の確保
- (2) 暮らしの安全の確保
- (3) 子育て・教育環境の整備
- (4) いきいきと暮らせる地域社会づくり

4 中山間地域の多様な資源を活かした産業の振興

- (1) 観光・交流産業の振興
- (2) 農林水産業の振興
- (3) 商工業の振興
- (4) 地域産業連携による新産業の創出
- (5) 地域資源を活かしたビジネスの創出

1 中山間地域での暮らしを支え合う仕組みづくりの強化

中山間地域では人口減少や高齢化の進行により、地域の担い手が不足し、集落の共同作業の継続が難しくなるなど、既存の集落単位の取組だけでは、集落機能*の維持に支障を来す地域も生じています。

こうした状況に対応し、安心して暮らし続けられる中山間地域を実現していくためには、広域的な範囲で集落機能や日常生活を支え合う「やまぐち元気生活圏」づくりを進めるとともに、地域運営に経営の視点を取り入れ、地域自らが地域課題の解決に取り組むことが重要となっています。

また、地域における担い手が不足する中で、これまで地域を支えてきた世代を引き継ぐ新たな担い手を育成・確保する必要があります。

さらに、中山間地域の多面的機能を保全・継承していくためには、地域の良さを学び、それを地域づくりに活かしていくとともに、地域資源*の適切な保全・管理が必要です。

■ 施策展開の方向

- (1) 広域的な範囲で集落機能や日常生活を支え合う「やまぐち元気生活圏」づくりを推進するとともに、住民主体の地域づくりを進めます。
- (2) 地域主体の持続的な取組体制の構築や事業実施に向けた取組を支援するとともに、地域経営をマネジメントできる人材の育成・確保を通じて、地域経営力の向上を図り、収益事業と生活サービス事業の好循環を生み出す地域づくりを進めます。
- (3) 研修等を通じて地域づくりの新たな担い手や団体を育成するとともに、都市部からの移住者や地域おこし協力隊*などの外部人材の導入を進めます。
- (4) 地域を専門的、継続的に支える支援者の育成・確保を進めるとともに、専門家や企業、大学生などの多様な主体との連携・協働を進めます。
- (5) 中山間地域が有する多面的機能への理解を深め、その保全や活用のための取組を、県民と協働して進めます。

■ 施策目標

項目	現状値(2021)	目標値(2026)
やまぐち元気生活圏づくりに取り組む地域数(累計)	70地域	100地域
地域経営を担う法人組織の設立件数(累計)	2件	6件
中山間地域づくり人材育成研修の参加者数	262人	1,500人 (2022~2026)
企業や大学生等による地域づくり支援活動への参加者数	382人	2,000人 (2022~2026)
中山間地域等直接支払制度の取扱面積(年間)	11,557ha	12,000ha
山口型放牧の新規取組面積	70ha (2017~2021)	80ha (2022~2026)

■ 具体的な取組

(1) やまぐち元気生活圏づくりの推進

人口減少・高齢化が進行する中山間地域では、集落単位での地域活動の維持が困難になりつつあることから、既存の集落の枠を超え、複数の集落が広域的な範囲で集落機能や日常生活を支え合う仕組みづくりを進めます。

① やまぐち元気生活圏の形成

住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、広域的な範囲で集落機能*や日常生活を支え合う「やまぐち元気生活圏」の形成が必要です。

- 複数集落単位で生活サービス等の拠点化とネットワーク化を推進するとともに、近隣の中心都市等とも連携しながら、地域産業の振興や定住の促進を図ります。
- 小学校区や大字等の広域的な範囲で集落機能や日常生活を支え合う、地域コミュニティ組織*づくりを促進するとともに、持続的な活動体制づくりを支援します。
- 元気生活圏の形成や地域の課題解決に向けて、市町や関係団体と連携しながら、一体となった取組を進めます。
- 専門家による地域伴走型支援等により、地域づくりの機運がある地域における元気生活圏の形成に向けた取組を支援します。

② 住民主体の地域づくりの促進

地域が抱える様々な課題を解決していくためには、地域住民が自主的・主体的に地域づくりに取り組むことが必要です。

- 地域住民が自主的・主体的に取り組む、地域の将来像や具体的な目標、行動計画等の作成や、地域課題解決のための取組を支援します。
- 市町や関係団体等と連携しながら、地域の実態や活動状況等に応じた効果的な支援制度の構築に努めます。
- 企業や大学生、県職員など多様な人材を活用し、地域課題の解決や地域資源*の活用等に向けた地域住民の自主的・主体的な取組を支援します。
- デジタル技術や特定地域づくり事業協同組合制度など、新たな技術や手法を地域課題の解決に活用する取組を促進します。
- 集落機能や生活サービス機能等が不足する地域において、地域での暮らしを維持していくために必要とされる取組を支援します。

(2) 地域経営力の向上

地域運営に経営の視点を取り入れることで、地域資源を活用した収益事業を行うとともに、地域の課題解決につながる生活サービス事業等を展開することにより、地域に好循環を生み出す仕組みづくりを進めます。

① 住民主体の持続的な取組体制の形成

地域住民が主体となって、市町等と連携しながら、地域課題の解決に向けた取組を持続的に行う組織を形成することが必要です。

- 市町や関係団体等と連携し、地域経営を担う法人組織の立上げ等に向けた地域住民の主体的な取組を支援します。

② 地域の課題解決につながる事業の実施

将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域資源*を活用した収益事業を行うとともに、地域の課題解決につながる生活サービス事業等を実施することにより、地域に好循環を生み出すことが必要です。

- 地域資源を活かした収益事業や複数の事業を組み合わせて収入を増やす取組など、地域経営組織の持続的な運営や地域での雇用創出に向けた取組を支援します。
- 商店やガソリンスタンドの運営やコミュニティバスの運行など、日常生活に必要な生活サービスの維持・確保に向けた地域経営組織の取組を支援します。

③ 地域経営をマネジメントできる人材の育成・確保

地域全体を見渡し最適な運営を考えて事業活動を切り盛りする人材を育成・確保することが必要です。

- 地域経営組織が持続的に運営を行っていく上で必要となる、地域経営マネージャーの育成・確保を促進します。
- 研修等を通じて、地域内における人材の育成や都市部からの移住者や地域おこし協力隊*等の外部人材の導入を促進します。
- 県内の地域経営組織や支援地域、市町等による情報交換・課題共有・相互研鑽のための取組を促進します。

(3) 地域づくりの新たな担い手の育成・確保

人口減少・高齢化が急速に進行する中山間地域において、地域づくりを支える新たな担い手や団体を育成・確保することが必要です。

① 地域づくりの新たな担い手の育成・確保

地域づくりを支える新たな担い手や活動の中心となるリーダーを育成するとともに、都市部からの移住者など外部人材の導入を促進します。

- 地域づくりの専門家を講師とする研修会などを関係団体等と連携して開催し、新たな担い手や地域づくりリーダー、集落支援員等の育成・確保を進めます。
- 都市部からの移住者や地域おこし協力隊など、地域づくり活動に意欲のある外部人材の導入を促進します。

- ホームページへの掲載や研修等の機会を通じ、様々な先進事例や地域づくり活動のノウハウなど、地域づくりの担い手や団体等への情報提供や情報共有を進めます。
- 研修等の機会を通じて、地域づくりの担い手・団体等の広域的なネットワークづくりを支援します。
- 地域づくりにおける男女共同参画を推進するため、幅広い年代の男女が地域活動に参画し、地域を支え活躍できるよう、それぞれの個性や能力が発揮できる環境整備を進めます。

② 地域づくり活動団体、NPO法人の基盤強化

多様な活動団体の育成を図り、地域コミュニティ組織*とも連携しながら地域づくりを進めることが必要です。

- 自治会、子ども会、老人クラブ、婦人会やNPO法人等の自主的な地域づくり活動や、各団体の連携した取組を促進するとともに、活動団体の基盤強化に向けた人づくり・環境づくりを進めます。

③ 郷土に誇りと愛着を持つ人材を育てる教育の実践

学校教育において、地域資源*を生かした子どもたちの豊かな学びを実現することが必要です。

- 「やまぐち型地域連携教育」の仕組みを生かし、子どもたちが、地域の自然や伝統、文化、先人の生き方等の様々な地域資源を通じた学びにより、ふるさとへの誇りと愛着を育む機会の充実を図るとともに、各学校における好事例の共有と取組の普及を促進します。
- 学校と地域・社会が連携・協働して児童生徒の成長を支えていくための「学校・地域連携カリキュラム*」の効果的な運用を図ります。
- 学校・家庭・地域が連携し、学校課題や地域課題について話し合う「熟議*」において児童生徒が主体的に参画する取組を促進します。
- 公民館、関係団体等と連携し、多様な人材の参画による地域ぐるみの活動を通して、子どもたちの地域の担い手としての意識を育む教育を推進します。

(4) 地域の取組を支援する体制の整備

地域を支える支援者を育成・確保するとともに、地域づくりの担い手や団体の活動をサポートする体制を整備することが必要です。

① 地域を支える支援者の育成・確保

地域を支え、人と人をつなぐ支援者を育成・確保することが必要です。

- 地域づくりの専門家を講師とする研修等により、地域づくりの中間支援を行うことができる人材・組織を育成します。
- 都市部からの移住者や地域おこし協力隊*など、地域づくりへの支援に関心のある外部人材の導入を促進します。

② 多様な主体の協働による地域づくりの推進

様々な知見や技術等を持つ多様な主体が連携・協働して地域づくりを支援する体制を整備することが必要です。

- 専門家や企業、大学生などの多様な主体が連携・協働して地域づくりを支援する体制整備を進めます。
- 地域の実情に合わせた地域づくりを継続的・専門的に支援する体制を整備します。
- 買い物支援などの生活サービスに関する地域の実態を把握するとともに、デジタル技術の活用など、市町や地域、事業者等と連携した取組を促進します。

(5) 豊かな地域資源の保全と継承

中山間地域の多面的機能を保全・継承するため、地域の歴史や文化、特性等について学び、活用していくとともに、農地や森林等を適切に管理していくことが必要です。

① 「地域の良さ」の再発見活動の促進

「地域の良さ」を見つめ直し、「誇り」をもった地域とすることが必要です。

- ワークショップ等の開催を通じて、美しい景観・伝統文化・人的資源等の地域資源*の評価や再発見活動を促進します。
- 活動を通じて発掘された地域の「誇り」となる資源について、その活用や継承等の取組を促進します。

② 地域文化の保存・伝承、文化財等の保全

地域の伝統的な文化や芸能、祭りなどを次世代に保存・伝承することが必要です。

- 伝統芸能等の大切さを多くの人々に伝えていく取組を促進するとともに、地域における継承者の育成を支援します。
- 「文化財保存活用地域計画」等に基づき、歴史的建造物、史跡、名勝、天然記念物等の文化財について、計画的で適正な維持管理・修復整備、活用への支援を進めます。

③ 美しい景観の形成と保全

中山間地域の美しい景観の保全に向けて、市町と地域住民が一体となった取組が必要です。

a 地域の美しい景観形成や土地利用の推進

- 景観づくりについては、「山口県景観ビジョン」に基づき、県、市町、事業者、県民が適正な役割分担の下に協働して取り組みます。
- 土地利用規制等による良好な景観形成や計画的な土地利用の推進を図ります。

b 景観の維持・環境保全に配慮した河川・水路、農業基盤等の整備

- 地域特性や環境に配慮し、周辺と調和した公共事業の実施に努めます。
- 自然の川を参考にした、瀬と淵の保全や修復、水際部には間隙のある多孔質な構造など自然豊かな川づくり、魚道の整備、ビオトープの形成など生態系に優しい川づくりを進めます。

④ 農地・森林等の適切な管理

人口減少・高齢化が進む中で、新しい方策も取り入れながら、農地、森林等の適切な管理を図ることが必要です。

a 農地

- 中山間地域等直接支払制度での集落協定による農地保全等の取組を推進します。
- 農地中間管理機構関連事業等の活用により、集落営農の法人化を推進し、集落や地域の農地を守る体制づくりを進めます。
- 遊休農地の活用対策として、市民農園制度や特定法人貸付事業等の活用、「山口型放牧」などを積極的に推進します。
- 中山間ふるさと保全対策基金を活用し、地域住民活動の体制づくりや保全活動の基盤づくりの構築に向けた取組を支援します。
- 多面的機能支払交付金を活用し、農地・農業用施設の保全管理や長寿命化の取組を支援します。

b 森林

- 「やまぐち森林づくり県民税」等を活用し、荒廃森林や繁茂竹林の整備など、健全で多様な森林づくりを進めます。
- 森林づくり体験活動等を通じて、森林整備の必要性の理解を深めるとともに、ボランティア活動による森林づくりや竹の利用を促進する取組を進めます。
- 森林環境譲与税を活用し、森林GISの機能強化等を進め、市町が行う森林整備等の取組を支援します。
- 保安林の指定を計画的に進め、適切な森林整備等の実施により、森林の持つ公益的機能の維持増進に努めます。

c 海岸・漁場

- 「離島漁業再生支援交付金」を活用した漁場保全の取組を進めます。
- 水産多面的機能発揮対策事業等の活用により、藻場・干潟の保全を進めます。

⑤ 循環型社会の形成や自然と共生する地域づくりの推進

中山間地域が持つ多面的機能を維持するため、豊かな自然環境を守り、次世代に引き継ぐための取組を進めることが必要です。

a 循環型社会の形成

- 「循環型社会形成推進基本計画」に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的・計画的に推進します。
- 県、市町、関係機関、団体による不法投棄防止合同パトロールを実施します。また、スカイパトロール等を実施し、不法投棄等の監視を行います。

b 生物多様性*の保全

- 県民との協働の下、希少野生動植物の総合的な保護施策を推進し、生物の多様性が確保された良好な自然環境保全に努めます。
- 野生鳥獣の生息状況の基礎調査など、野生鳥獣の生息の実態把握に努めるとともに、鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区の指定を行い、多様な野生鳥獣の生息環境の保全を図ります。

c 身近な自然環境の保全

- 自然とのふれあいの促進や自然の大切さを学習する機会を拡充するため、自然解説指導員を配置し、自然環境学習を推進します。
- 自然保護と環境にやさしい観光の両立を目指すエコツーリズム*を推進します。
- 森・里・川・海の一体的な環境保全を推進するため、流域における環境保全活動等を促進します。

d 環境学習等の推進

- 子どもたちをはじめ、県民が広く環境について学習できるよう、総合的な支援機能を有する環境学習推進センターにおける取組を促進します。
- 地域の環境保全活動団体の活動を促進するため、環境情報や活動情報の提供を充実します。

2 中山間地域への新たな人の流れの創出・拡大

中山間地域では、人口減少や高齢化の進行により、地域の担い手が不足し、集落の共同作業の継続が難しくなるなど、既存の集落単位の取組だけでは、集落機能*の維持に支障を来す地域も生じています。

こうした状況に対応し、安心して暮らし続けられる中山間地域を実現していくために、地方移住への関心の高まりなどの動きを捉え、中山間地域の豊かな暮らしの魅力や多彩な地域資源*を活かして、若者や子育て世代を中心とした移住・定住を促進するなど、地域への新たな人の流れを呼び込むことが重要となっています。

また、地域に呼び込んだ人たちを、地域の新たな担い手として受け入れることも重要です。

■ 施策展開の方向

- (1) 中山間地域の豊かな暮らしの魅力や多彩な地域資源を活かして、若者や子育て世代を中心とした移住・定住を促進するなど、地域への新たな人の流れを創出します。
- (2) 地域と継続的にかかわる「関係人口*」の創出・拡大を図り、中山間地域への移住の裾野の拡大を推進します。
- (3) 中山間地域ならではの資源を活かした観光交流や都市農山漁村交流など、都市と中山間地域との多様な交流を促進します。

■ 施策目標

項目	現状値(2021)	目標値(2026)
転入者アンケート等による「YY!ターン」実績数(移住者数)	3,588人	25,000人 (2022~2026)
「YY!ターン」相談件数	10,667人	60,000人 (2022~2026)
テレワーク移住者数	19人	150人 (2022~2026)
農林漁業新規就業者数	195人	1,100人 (2022~2026)
関係人口登録者数	475人	1,120人 (2022~2026)
プロボノワーカーバンクの登録者数 (うち県外ワーカーの登録者数)(累計)	—	80人
農山漁村交流滞在人口	11.6万人	70万人 (2022~2026)

■ 具体的な取組

(1) 移住・定住の促進

若者や子育て世代を中心とした移住・定住を促進し、中山間地域への移住者や農林水産業への新規就業者等を、新たな地域づくりの担い手として受け入れることが必要です。

① 移住の働きかけ、相談対応・情報提供、受入支援の充実強化

移住を希望する若者等に山口県の魅力や暮らしやすさを伝え、移住者の増加に向けた取組を進めるとともに、地域での受入支援を強化し、定着を図ることが重要です。

a 県民会議による全県的な取組の推進

- 行政をはじめ県内各界の関係団体等からなる「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議が主体となり、移住・定住の促進に向けた県民活動を推進します。

b 移住希望者に対する相談対応・情報提供の充実強化

- 若者や女性をはじめ、本県への移住に関心を持つ層を確実に移住につなげるため、移住の検討段階から受入・定着に至るまでのきめ細やかな相談対応を強化します。
- 中山間地域での暮らしや仕事など、移住希望者に応じた情報提供を進めるとともに、暮らしに関する総合的な相談体制の整備を図ります。
- 移住者の受入れに向けた地域の合意形成や、市町と地域の連携による相談対応や受入支援を促進します。
- 短期・中期の滞在施設の整備や体験ツアーなど、移住者をスムーズに受け入れるための取組を促進します。

c 「やまぐち暮らし」の魅力発信

- 移住希望者のニーズや若い世代の地方暮らしに対する価値観の変化等に対応し、移住希望者が「やまぐち暮らし」への理解を深められる取組を推進します。
- 県・市町・地域が連携して、地域外に転出した人に対して、ふるさとへのUターンの働きかけを行います。
- 中山間地域が幅広い世代の移住・定住先の選択肢となるよう、SNS*を効果的に活用しながら、「やまぐち暮らし」の魅力を様々な角度から戦略的に情報発信します。
- 女性や子育て世代の移住に効果的な施策の充実・強化を図るとともに、本県からの転出者が多いエリアに対する重点的なアプローチを実施します。

d 受入支援の強化

- 移住者のネットワーク組織「やまぐち移住倶楽部」により、移住者同士の交流や情報交換、相談しやすい環境づくりなど、受入支援体制の充実・強化を図ります。

- 「移住コーディネーター」によるライフプラン相談会の開催や、「やまぐち暮らしアドバイザー」による個別相談の実施など、受入・定着支援の強化を図ります。
- 「地域おこし協力隊コーディネーター」により、隊員同士のネットワーク化を図るなど、地域おこし協力隊*の受入・定着に向けた取組を支援します。

② 地方創生テレワーク*とワーケーション*の一体的な推進

コロナ禍を契機として生じた、テレワーク*の普及などによる地方移住への関心の高まりの動きを捉え、新たな人の流れを呼び込んでいくことが必要です。

また、移住やワーケーションの目的地として選ばれるためには、地理的に優位な首都圏近隣県や先進地との差別化を図っていくことが必要です。

- 全県的なテレワーク・ワーケーション環境を構築し、県内における地方創生テレワークとワーケーションの受入れを一体的に推進します。
- 移住支援金制度の活用等により、首都圏等からの移住者を積極的に呼び込みます。
- 他地域との差別化が図られるよう、ビジネス創出や地域課題の解決等につながる、企業目線に立った「山口型ワーケーション」のプログラム開発を促進します。
- ワーケーションに関心の高い首都圏企業や本県ゆかりの企業等をターゲットとした戦略的な誘致活動を展開します。

③ 農林水産業への新規就業者の確保・定着

高齢化等に伴う担い手不足に対応し、中山間地域の農林水産業を継続・発展させていくために、次代を担う就業者の確保・定着を促進することが必要です。

- 全国トップ水準の研修期間と給付額により新規就業者の確保・定着を促進するとともに、「移住就農促進センター」を活用した県内就業体験による移住就業の促進や就業前に技術（資格）を習得する短期研修を実施します。
- 専門相談員を設置し、移住就業者の掘り起こしと継続した相談・情報提供などを行うとともに、首都圏における農林水産業が一体となった情報発信を実施します。

(2) 関係人口の創出・拡大

少子高齢化や転出超過が続く中、活力ある地域社会を実現していくためには、都市住民が多様な形で地域に関わる「関係人口*」を増加させていくことが必要です。

- 山口つながる案内所を総合的なハブ拠点として、首都圏における情報発信や関係人口の登録促進、フォローアップなどを行い、移住の裾野の拡大を推進します。
- 本県の特産品や自然、文化を感じられる魅力的な返礼品を活用することにより、ふるさと納税をきっかけとした関係人口の創出・拡大を図ります。
- 仕事上身に付けた専門的な知識や技術を活かしてボランティア活動を行うプロボノ*を活用し、県民活動団体の基盤強化を図るとともに、県外プロボノワーカー*の呼び込みを通じた関係人口の創出・拡大につなげます。

(3) 都市と地域の多様な交流の促進

地域の活性化を図るため、中山間地域ならではの資源を活かして、観光交流や農山漁村交流など、都市と地域の多様な交流を促進し、地域に人を呼び込むことが必要です。

① 観光交流の促進

中山間地域が有する自然環境や古民家等の歴史的資源、温泉等の恵まれた観光資源に加え、魅力ある「食」や、その土地ならではの体験・交流メニューの開発、ホスピタリティの向上などにより観光交流を促進する必要があります。

- 新しい観光資源の創出や発掘による国内外から選ばれる魅力ある観光地域づくりを推進するとともに、地域間連携や農林水産業などの他産業との連携を進めます。
- 観光ニーズの多様化に対応した、その土地ならではの体験・交流メニューの開発や観光資源の創出、観光ルートの形成などを図ります。
- インターネットや道の駅等を活用した効果的な情報発信を行います。
- 観光ボランティアなどの育成に努めるとともに、地域住民総ぐるみでホスピタリティの向上を図ります。

② 都市農山漁村交流による地域活性化の推進

コロナ禍により停滞した都市農山漁村交流の再開に向け、本県の地理的条件や地域資源*を活用した地域の魅力向上を図るとともに、マイクロツーリズム*の機運の高まりなど、新しい意識やスタイルに対応していくことが必要です。

- コロナ禍により停滞した、都市農山漁村交流の再開に向けた機運醸成や受入体制の再構築、ワークショップの開催等による地域の魅力向上を図る取組を促進します。
- 中山間地域の多彩な地域資源を活かしたマイクロツーリズム等の新たな観光需要に対応する取組地域の拡大や担い手育成を推進します。

③ 県民の理解と多様な交流の促進

中山間地域の重要性に対する理解を深めるため、地域住民と都市住民との交流を更に促進していくことが必要です。

- 研修会等の開催や広報活動を通じて、中山間地域の多面的な機能の重要性等に関する県民の意識啓発を図ります。
- 中山間地域の出身者や二地域居住者*も含めた多様な都市住民が参加し協働する取組や、都市での課題解決に中山間地域の地域資源を活用する取組など、都市と中山間地域が連携した取組を担う人材の育成や仕組みづくりを進めます。
- 県民活動団体と協働して、美しい景観を形成している里山を守り、楽しむ自主的な活動を推進します。
- 大学生や企業の中山間地域に対する支援活動を通じた交流を促進します。

3 安心・安全に暮らし続けられる生活環境の整備

中山間地域で人々が安心して暮らしていけるよう、日常生活に欠かすことができない生活交通や買い物、情報通信などの生活環境の整備を進める必要があります。

また、暮らしの基盤となる安全を確保するため、消防・救急体制の充実を図るとともに、県民の生命や財産を守る防災施設等の整備に計画的に取り組む必要があります。

さらに、将来にわたって地域の活力を維持していくため、若者や子育て世代を中心とした移住・定住が進むよう条件整備を進めるとともに、県民誰もが地域の担い手となって、いきいきと元気に暮らせるよう、生涯現役社会づくりの推進や、様々な分野や地域での県民活動の促進を図っていく必要があります。

■ 施策展開の方向

- (1) 住民のくらしの安心を確保するため、防犯体制を強化するとともに、日常的な生活交通や医療・福祉サービス等の確保、情報通信、道路等の整備を推進します。
- (2) 住民のくらしの安全を確保するため、緊急時の体制を整備・強化するとともに、防災施設等の整備を計画的に進めます。
- (3) 若者や子育て世代を中心とした移住・定住を促進するため、雇用の場の確保や子育て・教育環境の充実など、住みよい生活環境の整備を進めます。
- (4) 活力ある中山間地域づくりに向け、多様な県民活動や生涯現役社会づくりを促進します。

■ 施策目標

項目	現状値(2021)	目標値(2026)
デマンド型乗合タクシー等導入数	57箇所	62箇所
光ファイバの世帯カバー率	96.2% (2020)	100%
5G人口カバー率	—	90%超
へき地で勤務する総合診療専門研修プログラム専攻医数	18人	33人
要支援・要介護認定者千人当たり居宅・地域密着型サービス事業所数	19.5箇所	20.2箇所 (2023)
防災重点農業用ため池の整備箇所数(累計)	1,693箇所	1,868箇所
治山ダム等の整備地区数	1,531地区	1,631地区
市町のスポーツイベント参加者数	111千人	120千人

■ 具体的な取組

(1) 暮らしの安心の確保

中山間地域で安心して暮らし続けることができるよう、防犯体制の強化や生活交通の確保等を図るとともに、道路や上・下水道などの生活環境基盤の整備を進める必要があります。

また、高齢化が進行する中でも、健康で安心して暮らせるよう、地域における見守り・支え合い体制の充実など、医療、保健・福祉サービス等が確保される体制づくりを進める必要があります。

① 防犯体制の強化

一人暮らしの高齢者が増加している現状などを踏まえ、地域住民と関係機関等が連携・協働し、防犯体制の強化を図る必要があります。

- 警察、行政、地域住民、関係機関等が協働して、防犯活動に取り組むための体制の強化と防犯ボランティア等への支援活動を促進します。
- 高齢者等が、うそ電話詐欺や悪質商法等の被害に遭わないよう啓発活動を実施します。また、被害に遭った際に、関係機関に対して迅速に相談できる体制づくりを進めます。

② 生活交通の維持・活性化

高齢者の通院や買い物、児童生徒の通学など、日常的に欠かせない生活交通を維持していくとともに、市町、民間事業者等と連携したデマンド型乗合タクシー*等の導入など、中山間地域における日常生活を支える効率的な移送・生活交通システムづくりを進める必要があります。

- 交通空白地における持続的な移動手段の確保に向けた取組を推進します。
- 地域の日常交通手段としての路線バスについて、運行費の助成等による維持・確保を図るとともに、低床バスの導入を図るなどバリアフリー化を進めます。
- 地域住民の生活を支える効率的な地域内の移送・生活交通システムであるデマンド型乗合タクシー等の導入を促進します。
- 地域における利用実態と将来展望を踏まえながら、住民、行政、交通事業者等が連携して、地域の実情に即した生活交通の在り方を検討します。
- 交通事業者等と連携して生活交通の利用促進や利便性の向上等を図ります。

③ 買い物の利便性の確保

交通手段を持たない高齢者等の日常的な買い物の利便性を確保するため、事業者と連携した宅配サービスや配食サービスの実施、地域運営店舗の開設など、地域の実情に応じた取組が必要です。

- 買い物支援などの生活サービスに関する地域の実態を把握するとともに、デジタル技術の活用など、市町や地域、事業者等と連携した取組を促進します。
- 新しい店舗展開（宅配サービス、移動販売等）や配食サービスの実施、交流拠点や道の駅等と連携した一体的な商業機能の整備を促進します。
- 市町と連携し、地域団体等が主体となった「地域運営店舗」の開設を支援します。

④ 道路の整備

地域住民の日常生活や生産活動の基盤となる生活道路の整備について、市町等と連携しながら効率的な整備を行う必要があります。

- 地域における生産活動の基盤となる農道、林道、漁港関連道の整備を推進します。
- 日常生活の利便性・安全性の向上を図るため、生活道路の整備を推進します。
- 交流・連携に資する道路や、各拠点間を結ぶ道路の整備を推進します。
- 道路の整備に当たっては、1.5車線の道路整備を進めるなど、事業費の縮減を図りつつ、地域の実情に応じた整備手法を導入します。

⑤ 離島航路の維持・確保

離島航路は、住民の生活を支える不可欠な交通手段であり、健全な運営に留意しつつ維持を図る必要があります。

- 離島住民の利用はもとより、交流の促進を通じて、航路利用者の拡大を図ります。
- 老朽化した船舶について計画的な整備を促進するとともに、住民の高齢化に対応するため、船内や乗降施設のバリアフリー化に努めます。

⑥ 地域社会のデジタル化の促進

都市部との情報格差を解消し、地域の活性化や生活環境の向上、緊急時の通信確保などを図るため、情報通信インフラ未整備地域での早期整備の促進が必要です。

また、誰もがデジタルの「楽しさ」や「利便性」を理解し、より豊かな生活を実現できるよう、デジタルデバイド*対策が必要です。

- 県内全域での光ファイバ*網や5G*利用環境の整備を促進します。
- デジタル機器等に不慣れな人にも配慮した、デジタル機器・サービスの提供・利用環境を整備します。

⑦ 上水道、污水处理施設等の整備

中山間地域における快適な生活環境を実現するため、上・下水道やごみ処理施設等の生活基盤の計画的な整備が必要です。

- 地域の実情に応じて、上水道の計画的な整備を促進します。
- 山口県污水处理施設整備構想に基づき、地域の実情に即して、下水道、集落排水、浄化槽等の污水处理施設の計画的な整備を促進します。
- ごみの発生抑制、広域処理を基本とし、ごみ、し尿などの処理や資源化のための廃棄物処理施設の計画的な整備を促進します。

⑧ 医療サービスの確保

高齢化が一層進行する中山間地域にあって、医療提供体制の確保・充実、地域住民の要望も高く、地域で暮らし続ける上で重要な課題です。

a 医療提供体制の確保

- 医師修学資金貸付制度により、県内の公的医療機関等に勤務する医師の養成を図ります。特に、へき地で勤務する医師については、過疎地域病院での勤務を返還免除要件とする貸付枠により計画的に養成します。
- 看護学生や若手看護師が参加できるへき地での実習や研修の機会を設け、へき地医療に対する理解を促進します。
- 新専門医制度において、基本領域の一つとして位置づけられている「総合診療専門医」について、県内の研修プログラム基幹施設と連携して、その養成に努めます。
- 義務年限終了後の自治医科大学卒業医師が、引き続き県内で勤務することができるよう、へき地勤務時からのキャリア形成支援の充実や、公的医療機関等における勤務先の確保などを通じ、県内定着を促進します。
- へき地診療所に勤務する看護師の研修や休暇取得等に係る代替看護師確保など、勤務環境の改善に市町と連携して取り組みます。
- へき地医療拠点病院の無医地区等への巡回診療の実施に対する支援を行います。
- 無歯科医地区等について、関係市町や歯科医師会等と連携し、訪問歯科診療等の確保を促進します。
- ドクターヘリ*の円滑な運航に向け、市町の協力の下、ランデブーポイントの確保や、消防機関と医療機関との連携強化など、搬送体制の充実を図ります。

b 診療支援体制の充実

- 関係機関との連携の下、へき地医療拠点病院の医師確保に努め、へき地医療拠点病院によるへき地診療所等への支援体制の強化を図ります。
- へき地医療拠点病院とへき地医療協力医療機関との役割分担や連携、協働を進め、へき地医療支援体制の充実に努めます。
- 遠隔診療の導入支援など、デジタル技術を活用し、へき地医療提供体制の充実に努めます。

⑨ 保健・福祉サービスの確保

高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・福祉関係者等が連携し、地域における見守り・支え合い体制の充実強化を図る必要があります。

また、市町と連携し、保健・福祉・介護のサービスを必要なときに受けられる体制づくりを進めます。

a 保健サービスの確保

- 市町と連携し、保健師や栄養士による健康増進・疾病予防に係る保健指導、また、療養者等への療養指導・栄養指導を実施します。

b 福祉サービスの確保

- 生活関連事業者等と連携した重層的な見守りネットワークを整備するなど、地域における見守り・支え合い体制の充実強化を図ります。
- 生活環境の維持・確保に向けた生活支援サービスの充実、生きがい・健康づくりなどの取組を促進します。
- 保健福祉施設の計画的な整備や既存施設の改築・改修、施設運営の充実を図るとともに、施設の複合化や各種既存施設の有効利用を図ります。

c 介護サービスの確保

- 市町や関係機関と連携し、認知症施策や生活習慣病の予防対策を推進するとともに、生活実態や健康状態等から支援を必要とする高齢者に対し、様々なサービスの提供や住環境の整備を行います。
- 市町と連携し、高齢者一人ひとりの状態やニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステム*の深化・推進を図ります。

(2) 暮らしの安全の確保

住民の身近な暮らしの安全を確保するため、緊急時の対応を強化するとともに、自主防災組織*活動の促進や防災施設等の計画的な整備を進める必要があります。

① 消防・救急体制の充実

中山間地域は人口密度が低く、集落等が点在していることから、火災や救急患者の発生時に迅速な対応ができる体制の充実を図ることが必要です。

- 火災等への迅速な対応や救急業務高度化のための消防・救急体制の整備を促進します。
- 消防団員の減少や高齢化に対応するため、女性の団員加入の促進等により、消防体制の強化を図ります。
- 消防防災ヘリコプターによる迅速な消火、救助・救急搬送を実施します。
- 山岳等における遭難や事故に備え、関係機関の連携を強化します。

② 地域防災力の充実強化

地域防災力の要となる自主防災組織*を中心とした住民や地域の自発的な取組を促進する必要があります。

- 若い世代の防災活動への参画や自主防災組織間の交流などによる自主防災組織の活性化を促進します。
- ハザードマップ*を活用した率先避難や呼びかけ避難など、住民の自発的な避難行動を促進します。
- 高齢者や障害者などの避難行動要支援者の避難対策を促進します。

③ 農地防災対策の推進

- 急峻な農地等の保全対策を推進します。
- 防災重点農業用ため池*や農業用水路の整備・改修を実施し、災害の未然防止に努めます。
- 防災重点農業用ため池等の点検調査と施設管理者への防災意識の啓発を促進します。

④ 土砂災害対策の推進

- 治山事業については、森林整備保全事業計画に基づく計画的な推進等を図ります。
- 砂防事業においては、土砂災害発生箇所、要配慮者利用施設や避難所の立地箇所など、緊急性の高い箇所から、重点的・計画的に施設整備を推進します。

⑤ 災害時等にも機能する信頼性の高い道路ネットワークの構築

- 救急活動や緊急物資の輸送等に重要な役割を担う幹線道路や、迂回路や避難路となる生活道路の整備を推進します。

⑥ 河川の整備

- 洪水防止のための河川整備やダム整備の促進を図ります。
- 上流から海岸部までを含めた水系全体と海岸漂砂を合わせた土砂の適切な管理を図ります。

⑦ 海岸の保全、港湾・漁港の整備

- 海岸高潮対策等の推進と防災情報の迅速な伝達システム化、環境に配慮した海岸整備を図ります。
- 生活関連物資等の流通を支える港湾施設や、漁業の基盤である漁港施設の整備を進めます。
- 想定最大規模の高潮に対応した浸水想定区域*の指定を推進し、高潮ハザードマップの作成を支援します。

(3) 子育て・教育環境の整備

都市部に比べ、中山間地域では子どもの人数が少ない状況にあり、地域の実情に応じた子育て・教育環境の整備を進める必要があります。

また、若者や子育て世代を中心とした移住・定住を促進するため、住宅の確保や子育て支援など、生活環境の整備が必要です。

① 若い世代の定住条件の整備

地域の担い手となる若者や子育て世代を中心とした移住・定住を促進するための生活環境の整備や魅力ある雇用の場づくりが重要です。

- 若者や子育て世代を中心とした移住・定住促進のため、住宅の確保や子育てへの支援、高速情報通信網の整備などを進めます。
- 地域における魅力のある雇用の場の創出に向け、地域資源を活かした新事業展開や企業誘致等を促進します。

② 子育て支援体制の整備

中山間地域においても就労形態が多様化しており、保育所や放課後児童クラブ*等の整備など、地域の実情に応じた子育て支援体制の整備が必要です。

- 市町における地域子育て支援拠点*の整備を支援します。
- 幼児教育・保育にかかる施設については、地域の実情に応じて、真に必要と認められる施設の設置又は改築等の整備を計画的に行います。
- 就労形態の多様化などに対応して、延長保育、休日保育、病児保育などの一層の充実を図ります。
- 地域の実情に応じて、放課後における健全育成に向けた、放課後児童クラブ等の整備を支援します。
- 「生涯現役社会づくり」の活動等と連携し、高齢者や主婦、学生等のボランティアによる伝承的な遊びや伝統芸能、自然体験など、地域の特性を踏まえた体験学習、交流活動を促進します。

③ 学校、家庭、地域が連携・協働した教育の推進

中山間地域ならではの教育環境や豊かな自然環境を活かす教育活動を進めるとともに、快適な教育環境づくりや通学の利便性を確保することが必要です。

a 「山口県の地域連携教育」の推進

- コミュニティ・スクール*の仕組みを活用して、地域の活性化や地域課題の解決に向けた教育活動の充実を図り、地域とともにある学校づくりと、学校を核とした地域づくりを推進し、人づくりと地域づくりの好循環の創出を目指します。

第4章 施策の体系的な推進

- 義務教育段階の「やまぐち型地域連携教育」で育まれた子どもたちの資質・能力を活かし、高校において、県外・海外を含めた社会と連携する「やまぐち型社会連携教育」を推進します。
- 子どもも大人も地域・社会の課題の発見・解決を通して学び合い育ち合う機会を創出します。

b 小・中学校の教育環境整備

- 自然・文化環境を活かした体験的な学習や、都市等の児童生徒との交流学习を推進します。
- 少人数の良さを活かしたきめ細かな指導の充実を支援します。
- 複数の学校による集合学習等の推進を支援します。また、地域外からの就学希望者に対する情報提供に努めます。
- 県へき地教育振興会との連携を図り、研修・研究活動を通じた小規模校、複式学級における教育水準の向上に努めます。
- 学校施設の整備に当たっては、地域の意向や実情を踏まえ、安全でゆとりと潤いのある施設づくりを進めるとともに、教育内容・方法の多様化や情報化等に対応した施設づくりに努めます。
- 学校内へのコミュニティルームの設置など、学校が地域の人々の集う場、学びの場として機能するような施設づくりを推進します。
- 学校統合に当たっては、地域の実情等を踏まえ、校舎等のほか、必要に応じ寄宿舎や教職員住宅、スクールバス等の整備を図るなど、快適な教育環境づくりに努めます。

c 高等学校における教育の充実

- 今後の少子化の進行や、生徒のニーズ及び地域の状況の変化等を踏まえ、望ましい学校規模の確保を目指して再編整備に取り組む中で、選択幅の広い教育を展開する学校・学科を設置するなど、特色ある学校づくりを推進し、高校教育の一層の充実を図ります。

d 教育施設等の多面的な活用

- 少子化によって生じる余裕教室や統廃合等により遊休化する教育施設等は、地域の実情に応じ、有効活用が図られるよう努めます。

e 私立学校における特色ある教育の推進

- 私立学校の特色ある教育を推進するため、教育条件の維持・向上や環境整備等に対する支援を実施します。

(4) いきいきと暮らせる地域社会づくり

活力ある地域づくりに向けて、様々な分野や地域での県民活動を活発化し、県民総参加による地域づくりへと発展していくことが必要です。

また、生涯現役社会づくりの推進に向けて、高齢者等の積極的な社会参加の促進や就業の場の確保を図ることが重要です。

① 県民活動の一層の促進

複雑化・多様化する地域課題に的確に対応できるよう、県民活動団体と地域の様々な主体との協働等により、県民活動を促進していくことが必要です。

- 県民活動団体の自立的活動への支援や、行政、企業等、多様な主体による協働の推進により、県民活動の一層の促進に努めます。

② 実践的な社会参加、社会貢献活動の促進

高齢者等が地域社会の担い手として活躍できる環境を整えていくことが必要です。

- 県生涯現役推進センターや市町社会福祉協議会と連携し、歴史や文化等の資源を活用した地域づくりなど、高齢者等が行う地域貢献活動を支援します。
- 学習・趣味・スポーツ・ボランティアなど共通の目的を持つ仲間づくりを支援し、多様な活動の場を提供します。

③ 能力を活かす就業等の促進

高齢者がいきいきと活躍できるよう、持てる能力を発揮する伝承の場や能力を活かした就業の場の確保が必要です。

- 高齢者が培った技術・技能・知識を若い世代に伝える伝承の場の整備を推進します。
- 就労の場の拡大のため、特産品の開発や関連施設の整備等に取り組む地域団体の取組を支援します。
- 山口しごとセンターやシルバー人材センターを通じた多様な就業機会の確保を進めます。

④ 社会教育、文化活動等の促進

社会教育活動の中で、地元を学ぶ活動や文化活動を進めることが必要です。また、生涯現役で学び続ける機会や活躍の場をつくることが重要です。

- 公民館等において、地元を学ぶ活動や文化活動を進めることができるよう、事例等の情報提供を行います。
- 図書館等の広域的利用の促進、計画的な整備を図り、図書館情報提供システム等を通じた学習情報提供体制を充実します。

第4章 施策の体系的な推進

- 高齢者等が幅広く学習に取り組むことができるよう、生涯学習情報提供システムによる情報提供や生涯学習推進センターにおける学習相談等を行い、地域における生涯学習を支援します。
- 生涯学習の場で得た知識等を社会貢献活動に活かせる体制づくりを進めます。

⑤ スポーツによるまちづくりの推進

地域のスポーツ資源を活かした交流活動に取り組み、特色あるまちづくりや地域の活性化に結び付けていくことが必要です。

- キャンプ場とアウトドアアクティビティを結び付けた「スポーツフィールドやまぐち」を推進します。
- 「サイクル県やまぐち」の取組や県内トップスポーツクラブとの連携によりスポーツ活動の活性化や誘客促進を図ります。
- 市町が実施する「我がまちスポーツ」の取組支援や県民運動の展開など、スポーツによるまちづくりや地域活性化を促進します。

4 中山間地域の多様な資源を活かした産業の振興

地域産業の振興は、地域の活力源であり、地域住民の暮らしを支える上で、重要な課題です。また、人口減少・高齢化が進む中山間地域では、地域にいかにか人を呼び込むかが地域活性化の鍵となっています。

こうした中で、本県中山間地域の都市近接という地理的条件や豊かな資源を活かして、都市との交流を一層拡大し、観光・交流産業を振興していくことが必要です。

また、中山間地域の基幹産業である農林水産業の振興に向け、担い手の確保・育成を進めるとともに、生産拡大・需要拡大に向けた総合的な対策を進めることが必要です。

さらに、中山間地域の多様な地域資源*を活用して、地場産業等の振興を図るほか、関係機関や団体等の連携による新産業の創出、6次産業化の展開を促進するとともに、地域コミュニティ組織*等によるビジネスの創出を進める必要があります。

■ 施策展開の方向

- (1) 本県の地理的条件や中山間地域の多彩な地域資源を活かして、地域の魅力向上を図り、観光・交流産業の振興を進めます。
- (2) 中山間地域の基幹産業である農林水産業において、持続可能な担い手の確保・育成や、6次産業としての育成を図るなど、一層の振興に努めます。
- (3) 地域の技術や資源を活用し、地場産業等の振興を図るとともに、買い物の利便性向上に資する取組やサービス等を支援します。
- (4) 地域産業の連携による新事業の創出や経営体質の強化に向けた取組を促進します。
- (5) 地域コミュニティ組織等による地域資源を活かしたコミュニティ・ビジネス*の創出や、地域が求める事業者の誘致を進めます。

■ 施策目標

項目	現状値(2021)	目標値(2026)
農山漁村交流滞在人口【再掲】	11.6万人	70万人 (2022~2026)
農林漁業新規就業者数【再掲】	195人	1,100人 (2022~2026)
中核経営体数	630経営体	708経営体
中山間地域等直接支払制度の取扱面積【再掲】	11,557ha	12,000ha
県産木材供給量	30.1万m ³	41.8万m ³
森林バイオマス利用量	64.2千t	94.0千t
鳥獣による農林業被害額	3.9億円	3億円
基幹漁業及び養殖業の新興件数	1件	4件
6次産業化・農商工連携による開発商品の新規取引件数(累計)	324件	480件

■ 具体的な取組

(1) 観光・交流産業の振興

中山間地域ならではの資源や「食」を活かして、観光・交流産業の振興を図り、観光交流人口を拡大することが必要です。

① 観光交流の促進（再掲）

中山間地域が有する自然環境や古民家等の歴史的資源、温泉等の恵まれた観光資源に加え、魅力ある「食」や、その土地ならではの体験・交流メニューの開発、ホスピタリティの向上などにより観光交流を促進する必要があります。

② 都市農山漁村交流による地域活性化の推進（再掲）

コロナ禍により停滞した都市農山漁村交流の再開に向け、本県の地理的条件や地域資源*を活用した地域の魅力向上を図るとともに、マイクロツーリズム*の機運の高まりなど、新しい意識やスタイルに対応していくことが必要です。

(2) 農林水産業の振興

農林水産業は、県民への食料供給だけでなく、多面的機能の維持に重要な役割を果たしており、持続可能な担い手の確保・育成や経営体質の強化を図る必要があります。

① 中山間地域の特性を活かした農業の振興

高齢化等に伴う担い手不足に対応し、持続可能な農業生産の仕組みづくりを進めるとともに、各地域の特性や特色等を活かした農業の振興が必要です。

a 持続可能な農業生産の仕組みづくり

- 中山間地域等直接支払制度による集落活動を促進し、集落営農法人等の中核経営体*の育成など持続可能な農業生産活動の仕組みづくりを進めます。
- 中核経営体への農地集積による規模拡大や施設園芸の導入、農産加工分野への進出や生産物の直売など経営の多角化を促進し、6次産業としての育成を図ります。
- 女性農業者による経営発展に向けた新たなチャレンジや実践活動を支援し、女性のさらなる能力発揮と経営参画を促進します。
- 生活や暮らしの課題解決につながる実践活動を推進し、生産活動や地域活動をけん引する女性リーダーを育成します。

b 農業への幅広い新規参入の促進

- 中山間地域の農業を継続・発展させていくため、集落営農法人等の中核経営体*への就業促進対策を進めます。
- 県地域農業戦略推進協議会を中心に、関係団体や地域農業再生協議会が連携し、中核経営体への就業者の確保等、新たに農業経営を開始する者への支援を行います。
- 建設業や食品産業など他産業からの農業参入を支援します。

c 地域の特性を活かした農林水産物づくりと需要拡大

- 味や品質に優れ、全国に誇れる県産農林水産物及び加工品を育成し、その拡大に努めます。
- 身近な県産農林水産物を県内で消費する地産・地消の取組を進め、生産者、流通・加工関係者、消費者の協働による流通販売対策を推進します。
- 集落営農法人を中心に、低コスト、省力化による効率的な生産体制を整備し、卸売業者や加工業者等の需要と結びついた米・麦・大豆の産地づくりを進めます。
- 各地域の土地条件や気象条件に応じて、トマト、たまねぎ、キャベツなどの需要のある品目、ゆめほっぺ、ゆりなどの特色ある品目の生産拡大を推進します。
- ゲノム解析等を活用した優秀な種雄牛の育成等による肉用牛の高品質化と合わせ、優良な肉用牛繁殖雌牛の増頭や地域ぐるみで子牛の預託育成を行うキャトルステーションの整備等による生産拡大を進めます。
- 酪農経営の持続的な発展のため、畜舎内環境データを活用した暑熱対策の強化を図ります。
- 飼料自給率の向上を図るため、耕畜連携による飼料用米・イネの計画的な生産をはじめ、飼料作物の生産拡大や遊休農地等を活用した山口型放牧の拡大を進めます。

d 農村のエネルギー資源の活用促進

- 農村における地域資源*の有効活用を図るため、小水力発電*の導入の可能性について、調査・検討を実施し、小水力発電の整備促進を図ります。

② 持続可能な林業の振興

持続可能な林業経営の推進や森林バイオマス*エネルギーの活用促進などの取組が必要です。

a 意欲ある担い手の確保・育成と持続可能な林業経営の推進

- 関係団体と連携しながら、新規就業希望者に対する就業相談や資金の貸付け、技術研修の実施などにより、若い担い手の確保・育成を図ります。
- 林業への参入を検討する他産業の事業体を支援します。
- 意欲ある林業家や林業事業体等の育成を通じ、持続可能な森林の整備を進めます。
- 女性林業者による経営発展に向けた新たなチャレンジや実践活動を支援し、女性のさらなる能力発揮と経営参画を促進します。

第4章 施策の体系的な推進

- 低コストで生産性の高い素材生産への取組により、林業経営基盤の強化を図ります。
- 自己管理が困難な零細規模の所有者や不在村所有者等からの長期にわたる施業の受託等を進め、計画的で効率的な経営を行うための取組を進めるとともに、森林所有者に対する研修や林業研究グループの育成強化等を行い、森林管理意欲の喚起や技術の向上を図ります。

b 県産木材の利用促進

- 建築物等への県産木材の利用を促進し、県産木材の地産・地消を推進します。
- 学校をはじめとした公共施設の建築に当たっては、県産木材を活用し、環境や人に配慮した施設づくりを推進します。

c 森林バイオマス*エネルギーの活用促進

- 森林バイオマスを低コストで安定的に供給する体制の確立や、木質バイオマスの発電利用の拡大、木質ボイラー等での熱利用を進め、森林バイオマスエネルギーの活用を促進します。

③ 総合的な鳥獣被害防止対策の推進

深刻な状況にある鳥獣被害の防止に向けて、地域住民や関係機関との連携による総合的な対策を推進します。

- 被害防止対策の3本柱である「捕獲」、「防護」、「生息地管理」に集落で取り組む「地域ぐるみの被害防止活動」を全県的に推進します。
- 効率的な捕獲・防護技術等の開発・実証により実効性のある対策を実施します。
- 鳥獣被害の防止だけでなく、地域資源*の有効活用にもつながるジビエ*の利活用を促進します。
- 特定鳥獣管理計画に基づき、適切な保護・管理を推進します。
- 鳥獣被害の原因となる耕作放棄地の解消につながる山口型放牧に取り組む集落営農法人等を支援します。

④ 農林業の生産基盤の整備

効率的な生産活動や担い手の育成のための各種基盤整備を計画的に進めます。

- 担い手への農地集積・集約化や高収益作物の導入、スマート農業技術の活用が可能となる農地整備を推進します。
- 中山間地域総合整備事業等による地域の実情に応じた農地等の整備を行います。
- 効率的な農産物等の輸送を図る農道整備を進めます。
- 家畜の飼養管理や、自給飼料の生産・利用に必要な施設整備や機械導入を進めます。
- 林道、森林作業道の整備と機械化による低コスト化を推進します。

⑤ 水産業の中核経営体*の確保・育成と生産拡大

水産資源の回復と持続的な利用の推進を図りながら、次代を担う就業者を確保・育成することが必要です。

a 次代を担う就業者の確保・育成と漁業経営の安定

- 中核的漁業者等の収益性向上に向け、スマート技術を導入した複合的な漁業への転換などの事業の多角化に向けた支援を実施します。
- 漁業士や漁業士候補者、新規就業者への計画的な研修を実施し、経営感覚に優れ、地域のリーダーとしての資質を備えた中核経営体の育成や本県スマート水産業を牽引するデジタル人材の育成を促進します。
- 女性漁業者による経営発展に向けた新たなチャレンジや実践活動を支援し、女性のさらなる能力発揮と経営参画を促進します。

b 水産資源の管理・回復と持続的利用の推進

- デジタル技術を活用した水産資源の科学的調査体制の充実強化及び、水産資源の管理強化と栽培漁業の一体的な推進により、本県の重要魚種等の生産を維持・拡大します。
- 海水温の上昇等、海洋環境の変化にも対応できるよう、スマート技術を活用した新たな漁場開拓や複合的漁業を推進することで、経営基盤を強化します。
- 「やまぐちほろ酔い酒粕養殖魚」の魚種拡大・生産拡大や新たな魚種の養殖技術の開発による養殖業を推進します。
- 県産アユ人工種苗の効率的な放流及び溪流魚の再生産能力の強化等を通じて、内水面漁業の効率的な増殖手法の確立による資源造成を推進します。

c 安全で豊かな水産物の安定供給

- 「あまだい」や「はも」などの県産ブランド魚や水産加工品「山口海物語」について、県内外で販路拡大対策を推進します。

d 漁村地域の活性化の推進

- 離島漁業集落が計画的に共同して行う、漁業生産力の向上と創意工夫を生かした取組を促進し、離島漁業の再生と漁村の活性化を図ります。
- 水産業・漁村の有する多面的機能を発揮するための環境保全などの取組を促進します。

e 水産業の基盤整備

- キジハタ・メバル等を対象にした魚礁設置や藻場造成による漁場整備を推進します。

⑥ 脱炭素化を通じた持続可能な農林水産業の推進

「みどりの食料システム戦略」等に呼応した取組を進めるとともに、「農林業の知と技の拠点」を核とした生産性の向上と環境負荷の低減に資する新たな技術開発を推進します。

- 持続可能な農林水産業の推進を図るため、安定生産に向けた種苗の確保を推進します。
- 有機農業に活用可能なスマート農業機械等の普及や良質堆肥の製造・利用など農業の自然循環機能を増進します。
- 成長が早く、材質等に優れるエリートツリー*等の普及による再生林の推進や非住宅建築物等における木材利用の促進など森林資源の循環利用を推進します。
- エネルギーの森*の造成や森林バイオマス*の供給体制整備など、森林資源のエネルギー利用を促進します。
- 温室効果ガスの吸収源として、ブルーカーボン*生態系である藻場・干潟の保全や機能回復を推進します。

(3) 商工業の振興

買い物の利便性の向上に資する新しいサービスの普及や魅力ある店舗の創業等を支援するとともに、雇用の場を確保するための地場産業等の振興を図る必要があります。

① 商業の振興

- 民間事業者による移動販売、共同配送等の新しい取組や新しいサービスの普及、情報提供等に努めます。
- 商店街等における魅力ある店舗の創業など、活性化に向けた取組を支援します。
- 買い物支援などの生活サービスに関する地域の実態を把握するとともに、デジタル技術の活用など、市町や地域、事業者等と連携した取組を促進します。

② 地場産業の振興、企業の誘致

- 地場産業振興センターと連携しながら、地域の技術や資源を活用した新しい地場企業の育成や地場産業の活性化を推進します。
- 優良企業の誘致について、市町等との連携の下に積極的に推進します。
- 将来の担い手となる若者や女性の確保・育成支援、週休2日の確保等の働き方改革の推進、適正な競争環境の整備、建設DX*の推進等により、持続可能な建設産業の構築を図ります。

(4) 地域産業連携による新産業の創出

中山間地域の資源や伝統・技術などを有効に活用して、新商品開発や新事業展開の取組を促進するなど、雇用の場の創出や所得の確保を図ることが必要です。

また、農林水産業や食品産業などの地域内の産業が密接に連携した取組を進めることが必要です。

① 新事業展開の支援

本県の地域資源*や伝統、ものづくり技術等を活用した新しい事業展開を事業者・支援機関が連携して取り組み、定着させる体制づくりが必要です。

- 中山間地域の経済活力を高めるため、地域産業の振興とともに、農商工連携や地域資源を活用した新商品開発等の新しい事業展開への取組を促進します。
- 地域資源を活用した新商品の研究開発から事業化、商品力向上までの各段階に応じて、金融・経営両面から総合的な支援を行います。

② 農林水産業と食品産業の連携強化

農林水産業と食品産業の連携を強化し、地域資源を活用した付加価値の高い商品開発等を進め、地域経済の活性化に繋げることが必要です。

- 農林漁業者による6次産業化及び中小企業者との連携による農商工連携の一体的な取組を強化し、農林水産物を原料とした付加価値の高い商品開発や、農林水産業と商工業との連携による新商品開発を進めます。
- 山口県産業技術センター、県農林総合技術センター及び県水産研究センターにおける技術支援を実施するとともに、売れるものづくりの観点から、関係団体等とも連携して、商品開発段階からの市場調査、パッケージ等のデザイン指導、販路開拓、経営指導等の一貫した支援に取り組みます。
- 山口県食品産業協議会において、県内産原材料の有効利用、需要開拓等に取り組みます。

③ 地域産業連携による経営体質の強化

産学公の関係機関が連携し、地域の資源を活かした、新しい商品開発や販路開拓などを進め、地域産業の活性化を図ることが必要です。

- 中山間地域の伝統的工芸品の普及を図るため、PRや市場開拓、販売促進に努め、地域中小企業の振興と伝統的技術や技能の継承に努めます。
- 県内食品産業の活性化と県産農林水産物の需要拡大を図るため、産学公が連携して県産農林水産物等を原材料とした新しい商品開発を進めます。
- 商工会議所等による創業希望者等のニーズに応じた専門家派遣を実施するとともに、やまぐち産業振興財団を中核とする体制により総合的に支援します。

(5) 地域資源*を活かしたビジネスの創出

住民が地域に住み続けることができるよう、地域コミュニティ組織等が地域の実情に応じて行う生活サービスの提供等の取組を促進するとともに、こうした活動がビジネスとして地域に定着するよう支援していくことが重要です。

① 地域コミュニティ組織*等によるコミュニティ・ビジネス*の促進

住民生活に必要なサービスを、圏域内で提供できる体制の整備が必要です。

- 地域コミュニティ組織が行う生活サービス等の取組を促進するとともに、こうした活動がビジネスとして持続可能なものとなるよう、市町と協働しながら、計画づくりから実践活動までの事業化に向けた取組に対して支援を行います。
- デジタル技術などを活用した新しい発想により、多彩な地域の資源・特性を活かしながら地域課題の解決につなげるビジネスの創出と事業展開を促進します。

② 地域が求める事業者の誘致

地域の課題解決のためには、地域が求める事業者の誘致を図ることが必要です。

- 地域の課題解決に必要な業種・サービスなどの誘致を進めるとともに、空き家や空き店舗、廃校などの遊休施設や快適な通信環境を活かしたデジタル関連企業等のサテライトオフィス*の誘致を進めます。
- 県外から創業人材を呼び込み、定着を図る移住創業を推進します。

第5章 重点的な施策の推進

中山間地域づくりを進める上で、特に緊急かつ重要な課題に対し、取り組むべき対策を「重点プロジェクト」として、次のとおり掲げ、集中的に取り組んでいきます。

施策の柱	特に重要な課題	プロジェクト名
中山間地域での暮らしを支え合う仕組みづくりの強化	広域的な範囲で集落機能や日常生活を支え合う仕組みづくり	やまぐち元気生活圏づくり推進プロジェクト
	地域運営に経営の視点を取り入れて地域に好循環を生み出す仕組みづくり	地域経営力向上プロジェクト
中山間地域への新たな人の流れの創出・拡大	若者や子育て世代を中心とした移住・定住の促進	新たな人の流れ創出・拡大プロジェクト
安心・安全に暮らし続けられる生活環境の整備	地域で暮らし続けるための生活環境の整備	地域の暮らしサポート促進プロジェクト
	大規模な自然災害等の発生に備えた施設や体制の整備	災害に強い地域づくり推進プロジェクト
	へき地等における医療従事者の確保と医療体制の充実	地域医療提供体制充実プロジェクト
中山間地域の多様な資源を活かした産業の振興	農林水産業の振興に向けた担い手の確保・育成	地域農林水産業の担い手確保プロジェクト
	地域資源を活かした事業展開や創業の支援	地域資源を活かす産業振興プロジェクト

1 やまぐち元気生活圏づくり推進プロジェクト

住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、広域的な範囲で集落機能*や日常生活を支え合う「やまぐち元気生活圏」づくりを推進します。

また、地域課題の解決に向けた住民主体の地域づくりが促進されるよう、地域づくりの担い手や地域を支える支援者の育成・確保を推進するとともに、地域のニーズに沿った支援を行います。

取組の概要

【やまぐち元気生活圏づくりの推進】

- ▽ 元気生活圏の形成に向けた市町、地域の取組への支援
- ▽ 地域づくりの機運がある地域を対象とした地域伴走型支援による取組の促進
- ▽ 先進的な取組の普及啓発や地域の主体的な取組に対する支援
- ▽ デジタル技術等の新しい技術や手法を活用した地域課題の解決に向けた取組の促進

【住民主体の地域づくりの促進】

- ▽ 住民が主体となった地域課題の解決に向けた取組の促進
- ▽ 多様な人材の力を結集した「やまぐち中山間応援隊」による支援の推進

【地域づくりの新たな担い手の育成・確保】

- ▽ 地域づくりリーダーや新たな担い手の育成・確保の推進
- ▽ 都市部からの移住者や地域おこし協力隊*等の外部人材の導入促進

【地域の取組を支援する体制の整備】

- ▽ 専門家や企業、大学生などの多様な主体が連携・協働して支援を行う体制の整備
- ▽ 地域を支える支援者の育成・確保の推進
- ▽ 地域を専門的、継続的に支援する体制整備の推進
- ▽ 買い物支援などの生活支援サービスに関する地域の実態把握に努めるとともに、デジタル技術の活用など、市町や地域、事業者等と連携した取組の促進



2 地域経営力向上プロジェクト

やまぐち元気生活圏づくりをより持続可能なものへと進化させるため、地域運営に「経営」の視点を取り入れることで、地域資源*を活用した収益事業を行うとともに、地域の課題解決につながる生活サービス事業等を展開することにより、地域に好循環を生み出す地域経営組織の設立を進めます。

取組の概要

【地域経営を担う法人組織の設立に向けた支援】

- ▽ 地域経営を担う法人組織の設立に向けた地域の取組への支援
- ▽ 先進的な取組の普及啓発、デジタル技術等の新しい技術や手法を活用した取組の促進
- ▽ 住民が主体となった地域課題の解決に向けた取組の促進
- ▽ 地域の生活を支える事業の確立や地域経営法人組織の早期経営安定への支援

【地域経営をマネジメントできる人材の育成・確保】

- ▽ 地域経営マネージャーや新しい担い手の育成・確保の推進
- ▽ 都市部からの移住者や地域おこし協力隊*等の外部人材の導入促進
- ▽ 県内の地域経営法人組織や支援地域、行政機関等による情報交換・課題共有・相互研鑽のための取組を促進

【地域の取組を支援する体制の整備】（再掲）

- ▽ 専門家や企業、大学生などの多様な主体が連携・協働して支援を行う体制の整備
- ▽ 地域を支える支援者の育成・確保の推進
- ▽ 地域を専門的、継続的に支援する体制整備の推進
- ▽ 買い物支援などの生活支援サービスに関する地域の実態把握に努めるとともに、デジタル技術の活用など、市町や地域、事業者等の取組の促進



3 新たな人の流れ創出・拡大プロジェクト

地方移住への関心の高まりなどの動きを捉え、中山間地域の豊かな暮らしの魅力や多彩な地域資源*を活かして、若者や子育て世代を中心とした移住・定住を促進するとともに、中山間地域と都市とが近接している山口県の特性を活かした都市農山漁村交流を促進するなど、地域への新たな人の流れを創出・拡大します。

取組の概要

【移住・定住の促進】

- ▽ 「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議を中心に、市町や関係団体等と連携し、移住の検討段階から受入・定着に至るまでのきめ細やかな相談対応を強化
- ▽ 民間の移住支援サイトの運営事業者等と連携し、SNS*を効果的に活用しながら、「やまぐち暮らし」の魅力を様々な角度から戦略的に情報発信
- ▽ 女性や子育て世代の移住に効果的な施策の充実・強化を図るとともに、本県からの転出者が多いエリアに対する重点的なアプローチを実施
- ▽ 「YY！ターンコンシェルジュ」の配置や、「やまぐち移住倶楽部」交流会の開催等による受入・定着支援を強化
- ▽ 県外から創業人材を呼び込み定着を図る移住創業を促進

【関係人口*の創出・拡大】

- ▽ 「山口つながる案内所」を拠点とした首都圏での情報発信や関係人口の登録促進、フォローアップ等により、移住の裾野の拡大を推進
- ▽ 本県の特産品や自然、文化を感じられる魅力的な返礼品を活用することにより、ふるさと納税をきっかけとした関係人口を創出・拡大
- ▽ プロボノ*を活用し、県民活動団体の基盤強化を図るとともに、県外プロボノワーカー*の呼び込みを通じて関係人口を創出・拡大

【地方創生テレワーク*とワーケーション*の一体的な推進】

- ▽ 市町や関連施設等と連携しながら、全県的なテレワーク*・ワーケーション環境を構築し、県内における地方創生テレワーク・ワーケーションの受入れを一体的に推進
- ▽ 移住支援金制度の活用等により、首都圏等からの移住者を積極的に呼び込み
- ▽ 他地域との差別化が図られるよう、ビジネス創出や地域課題の解決等につながる、企業目線に立った「山口型ワーケーション」のプログラム開発を促進
- ▽ ワーケーションに関心の高い首都圏企業や本県ゆかりの企業等をターゲットとした戦略的な誘致活動を展開

【都市農山漁村交流の促進】

- ▽ コロナ禍により停滞した都市農山漁村交流の再開に向けた機運醸成や受入体制の再構築、地域の魅力向上を図る取組を促進
- ▽ 中山間地域の多彩な地域資源を活かしたマイクロツーリズム*等の新たな観光需要に対応する取組地域の拡大や担い手育成の推進

4 地域の暮らしサポート促進プロジェクト

高齢者や子育て世代等が中山間地域で安心して暮らし続けることができるよう、生活交通や買い物などの生活サービスの確保に向けた市町や地域の取組を支援するとともに、情報通信インフラの整備の促進や、高齢者を地域で支える体制の充実、子育て環境の整備充実に取り組みます。また、これらの施策が分野を横断した総合的な取組となるよう推進します。

取組の概要

【生活サービスの確保】

<生活交通の維持・活性化>

- ▽ 交通空白地における持続的な移動手段の確保に向けた取組の推進
- ▽ 地方ローカル線の維持・活性化に向けた、沿線自治体、国、事業者等との連携による利用促進や利便性の向上等の取組の推進
- ▽ 地域住民の日常生活に必要な生活バス路線の維持・確保に向けた取組の推進
- ▽ 離島航路の維持安定対策の推進、特定有人国境離島地域*に指定された見島の島民運賃低廉化への支援の実施

<身近な生活交通システムの導入促進>

- ▽ 住民の生活を支える交通システムであるデマンド型乗合タクシー*等の導入促進
- ▽ 地域の実情に応じた生活交通の在り方の検討を支援

<買い物弱者対策・商業機能の確保>

- ▽ 買い物支援などの生活支援サービスに関する地域の実態把握に努めるとともに、デジタル技術の活用など、市町や地域、事業者等の取組を促進
- ▽ 商店街等における魅力ある店舗の創業など、活性化に向けた取組を支援

<情報通信インフラの整備>

- ▽ 県内全域での光ファイバ*網や5G*利用環境の整備の促進

【高齢者福祉体制の充実】

<地域包括ケアシステム*の深化・推進>

- ▽ 地域包括支援センターの機能強化等による地域包括ケアシステムの深化・推進
- ▽ 高齢者の健康状態や関心等に応じた多様で魅力的な「通いの場」等の展開による介護予防の推進
- ▽ 認知症の人やその家族が希望をもって暮らせるよう、本人や家族の視点を重視した地域づくりの推進

<地域での見守り・支え合い体制の充実>

- ▽ 生活関連事業者等と連携した地域における見守り・支え合い体制の充実強化

【子育て環境の整備】

- ▽ 地域の実態に応じて設置された保育所等の運営支援や、地域子育て支援拠点*の整備等を通じて、地域における子育て支援の取組を支援

5 災害に強い地域づくり推進プロジェクト

自然災害から地域住民の暮らしを守り、安心・安全に暮らし続けることができるよう、農山漁村における防災関連施設の整備の推進や救助・救急対策の充実に努めるとともに、住民や地域の防災意識の向上や自発的な防災活動を促進します。

取組の概要

【安心・安全な農山漁村づくりの推進】

- ▽ 緊急輸送道路*等における橋梁の耐震補強等による道路の防災対策の推進
- ▽ 河川改修やダム建設等の洪水対策、海岸保全施設の整備等、高潮・津波対策の推進
- ▽ 想定最大規模の高潮・洪水に対応した浸水想定区域*の指定の推進
- ▽ 土砂災害防止施設の整備の推進
- ▽ 防災重点農業用ため池*の防災工事等の計画的かつ集中的な実施や農業用ため池の保全管理体制等のソフト対策を推進
- ▽ 救急活動や緊急物資の輸送等に重要な役割を担う幹線道路や、迂回路や避難路となる生活道路の整備の推進

【救助・救急対策の充実】

- ▽ 救助・救急関係機関の連携強化と広域的な医療連携体制の推進
- ▽ ドクターヘリ*の臨時ポート（ランデブーポイント）の増加や、離島における救急時の搬送体制の確立

【地域防災力の充実強化】

- ▽ 若い世代の防災活動への参画や自主防災組織*の連携・交流等による自主防災組織の活性化を促進
- ▽ ハザードマップ*を活用した率先避難や呼びかけ避難等、住民の自発的な避難行動を促進
- ▽ 高齢者や障害者などの避難行動要支援者の避難対策を促進
- ▽ AR等のデジタル技術を活用した体験型の防災イベントの実施や、教育機関等との連携強化による防災意識の向上

6 地域医療提供体制充実プロジェクト

住民が住み慣れた地域において、生涯を通じて健康で安心して暮らせるよう、地域医療を担う医療従事者の養成・確保のほか、巡回診療や代診医派遣などにより、へき地医療拠点病院等の機能強化を図るなど、中山間地域における医療提供体制の一層の充実を図ります。

取組の概要

【中山間地域の医療提供体制の確保】

<へき地医療を担う医療従事者の養成・確保>

- ▽ 地域医療を担う医療従事者の養成・確保の推進
- ▽ 中小規模の病院やへき地等での看護職員の確保に向けた人材の養成、離職防止、潜在看護職員の再就業支援を推進
- ▽ 病院やへき地の薬局における若手薬剤師の確保・定着促進や、在宅医療や専門的な薬物療法を担う薬剤師の育成
- ▽ 医師修学資金貸付制度による県内の公的医療機関等に勤務する医師の養成
- ▽ 医師確保が困難なへき地医療機関へ派遣するドクタープール制度の活用促進
- ▽ 医学生や看護学生等へのへき地医療に対する理解の促進

<医療従事者のキャリア形成支援、勤務環境の整備>

- ▽ へき地で勤務する医師のキャリア形成への支援
- ▽ へき地医療機関と連携し、へき地で勤務しながら総合診療専門医を取得できる環境づくりや、総合診療専門医の県内定着を促進
- ▽ 医療従事者の勤務環境改善の促進

<効率的で持続可能な医療提供体制の構築>

- ▽ へき地診療所の施設・設備の整備及び運営に対する支援を実施
- ▽ へき地医療拠点病院の無医地区等への巡回診療の実施に対する支援を実施
- ▽ ドクターヘリ*の円滑な運行に向けた搬送体制の充実

【診療支援体制の充実】

- ▽ へき地医療拠点病院によるへき地への支援機能の強化
- ▽ へき地医療拠点病院や協力医療機関の連携・協働による支援体制の充実
- ▽ デジタル技術を活用し、へき地医療機関において遠隔医療が可能な環境整備等を促進

7 地域農林水産業の担い手確保プロジェクト

地域農林水産業における担い手の高齢化や後継者不足等の厳しい状況に対応するため、新規就業者の確保・定着を進めるとともに、農林漁業の新規就業者の受け皿として大きな役割を果たす集落営農法人等の育成と経営基盤の強化、女性経営参画者の育成による女性の活躍推進に取り組みます。

また、生産意欲の低減につながる野生鳥獣被害の防止対策を強化します。

取組の概要

【農林漁業新規就業者の確保・定着】

- ▽ 全国トップ水準の研修期間と給付額による新規就業者の確保・定着対策を実施
- ▽ UJIターン*者や企業参入などに対し、技術習得に向けた支援等を実施
- ▽ 就業前に技術・資格を習得する短期研修を実施
- ▽ [農業] 移住就業者の掘り起こしと継続した相談・情報提供、デジタル技術を活用したマッチングの取組の促進
- ▽ [林業] 移住就業者の掘り起こしと無料職業紹介事業の実施による就業希望者と林業事業体とのマッチング体制の整備

【中核経営体*の育成と経営基盤の強化】

- ▽ [農業] 集落営農法人等の中核経営体の育成と農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約の加速化、経営の複合化・多角化に向けた取組の支援
- ▽ [林業] 林業事業体の協業化・法人化支援による新たな林業認定事業体の育成と先進技術等の導入促進による体質強化
- ▽ [林業] 森林管理業務等の大幅な省力化に向け、スマート林業技術や各種デジタルデータを高度利用できる人材の育成
- ▽ [漁業] 中核的漁業者等の収益性向上に向け、スマート技術を導入した複合的な漁業への転換などの事業の多角化に向けた支援の実施

【やまぐち農林漁業ステキ女子・農山漁村女性リーダーの育成】

- ▽ 県域や地域、経営体内で経営発展に向けた実践活動に取り組む「やまぐち農林漁業ステキ女子」の育成
- ▽ 生産活動や地域活動をけん引する農山漁村女性リーダー（生活改善士等）の育成

【鳥獣被害防止対策の強化】

- ▽ 地域ぐるみの被害防止対策の全県的な取組の促進
- ▽ 効率的な捕獲方法や実効性のある防護技術の開発・実証・普及・定着の推進
- ▽ ジビエ*の利活用の促進

8 地域資源を活かす産業振興プロジェクト

地域における仕事の創出と収入の確保のため、中山間地域の豊かな地域資源*を活用した観光・交流を促進するとともに、新商品開発やブランド化、販路開拓など、生産から流通・販売に至る一貫した支援体制を強化することにより、中山間地域における産業振興を図ります。

また、地域コミュニティ組織*等によるビジネスの創出を促進するほか、農山漁村の再生可能エネルギー資源の活用促進に向けた取組を進めます。

取組の概要

【魅力ある観光地域づくりの推進】

- ▽ 中山間地域等での生活や農林漁業体験、交流活動など、県民の身近な暮らしを新たな観光資源として活用する都市農山漁村交流の推進
- ▽ 中山間地域での体験型教育旅行*など、多様な地域資源を活かしたツーリズムの推進

【地域資源を活かした事業活動の促進】

- ▽ 地域資源を活かした新商品や新サービスの開発、県内外への販路開拓などを支援

【6次産業化・農商工連携の一体的な取組強化】

- ▽ 県産農林水産物を活用した新商品開発、商品力向上等の総合的な支援体制の強化
- ▽ 関係機関と連携し、持続可能な商品開発に向けた支援や人材育成の取組を強化
- ▽ 商品特性や市場に応じた体系的・戦略的な販路開拓支援の展開

【地域コミュニティ組織等によるビジネスの創出】

- ▽ 地域コミュニティ組織等による、地域資源を活かしたコミュニティ・ビジネス*の創出と事業展開を促進
- ▽ デジタル関連企業等のサテライトオフィス*等の誘致を推進

【農山漁村の再生可能エネルギー資源の活用促進】

- ▽ 本県の自然や産業の特性を活かした再生可能エネルギーの導入促進及び分散型エネルギーの活用などによるエネルギーの地産地消の推進
- ▽ 森林バイオマス*の供給体制整備など、森林資源のエネルギー利用を促進
- ▽ 小水力発電*の開発に取り組もうとする市町や地域団体等に対する技術支援等の実施

第6章 役割分担と推進体制

1 県、市町、住民等の連携、協働

地域づくりの原動力となるのは、個人、団体を問わず、地域を第一線で支える県民一人ひとりの皆さんです。人口減少・高齢化が進行する中で、活力ある地域社会を構築するためには、地域住民の皆さんが主体的に地域づくりに参加し、課題解決に取り組むことが重要です。

また、地域住民や自治組織、社会福祉協議会などの関係団体、さらには市町、県、県民等が連携・協働し、一体となって、中山間地域づくりを進めることが重要です。

【県の役割】

- 県は、ビジョンに基づき、中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを通じて、地域や市町の意欲ある取組を積極的に支援し、地域づくりのモデルとなるような地域や活動の一つでも多く創り出すことで、県内における地域づくりの新たな動きや活動の活発化を促進します。
- また、アドバイザー等の派遣による現地での指導・助言など、専門的な分野において積極的な支援を行うとともに、アドバイザー等と連携し、地域における計画づくりや課題解決に向けた実践活動等に参画し、地域づくりにおけるコーディネーターとしての役割も果たしていきます。
- さらに、中山間地域に共通する問題に関する調査研究等を進め、本県中山間地域の構造的な課題解決を目指すとともに、個別の市町では対応が困難な課題や広域的・専門的な課題等に対して、積極的な役割を担っていきます。

【市町の役割】

- 市町は、住民に最も身近な行政主体として、地域の抱える様々な課題に対して、地域と協働し、主体的に地域づくりを進めていく必要があります。
- このため、市町における中山間地域の振興方向を定めた「中山間地域づくり指針」等に基づき、その実現に努めるとともに、多岐にわたる地域課題に対応する一元的な相談窓口の設置や庁内連携体制の強化など、支援体制の整備を行う必要があります。
- また、地域づくりの推進主体として、地域の実態やニーズの把握に努めるとともに、住民主体の地域づくり活動等に参画し、地域課題の解決に向けた積極的な支援を行うことが必要です。
- さらに、関係団体や民間事業者、周辺市町、県等との連携・協働を図りながら、地域活性化策を主体的に実施することが期待されます。

【地域住民の役割】

- 地域づくりは、地域住民自らが、将来展望を明確にして、その実現に向けて、主体的に取り組んでいくことが必要です。

- このため、地域住民誰もが参加できる話し合いの場づくりを通じ、地域の課題を明らかにし、地域住民の合意の下に、地域が進むべき方向やあるべき姿を描いた地域の将来像をとりまとめていくことが必要です。
- また、地域住民が一体となって、具体的な取組方策を検討し、着実に取組を進めるための体制づくりを行うとともに、行政との連携・協働による地域づくりへと発展させることが必要です。

【都市住民・企業等の役割】

- 都市住民の生活や企業等の活動は、中山間地域の持つ多面的な機能によって支えられており、中山間地域の振興は、都市住民等にとっても重要な課題です。
- このため、都市住民や企業等も自分たちの「暮らし」や「事業活動」の関わりの中で、中山間地域に対する理解を深めるとともに、中山間地域の資源保全や地域活動等の取組に対して、積極的に参加する意識と実践が必要です。

2 県における推進体制

このビジョンに基づき、中山間地域の振興を図るため、関係部局が密接に連携し、総合的・体系的な中山間地域対策を推進していきます。

【山口県中山間地域対策推進本部】

- 中山間地域対策を県政の重要な課題と位置づけ、部局長で構成する「山口県中山間地域対策推進本部」において、部局間の連携・協力を進めます。
- 「中山間地域づくり推進課」を事務局として、ビジョンに基づく体系的な施策や重点プロジェクトの進捗状況等を進行管理するとともに、中山間地域を取り巻く社会経済情勢の変化に対応した新たな対策等の検討を進めます。

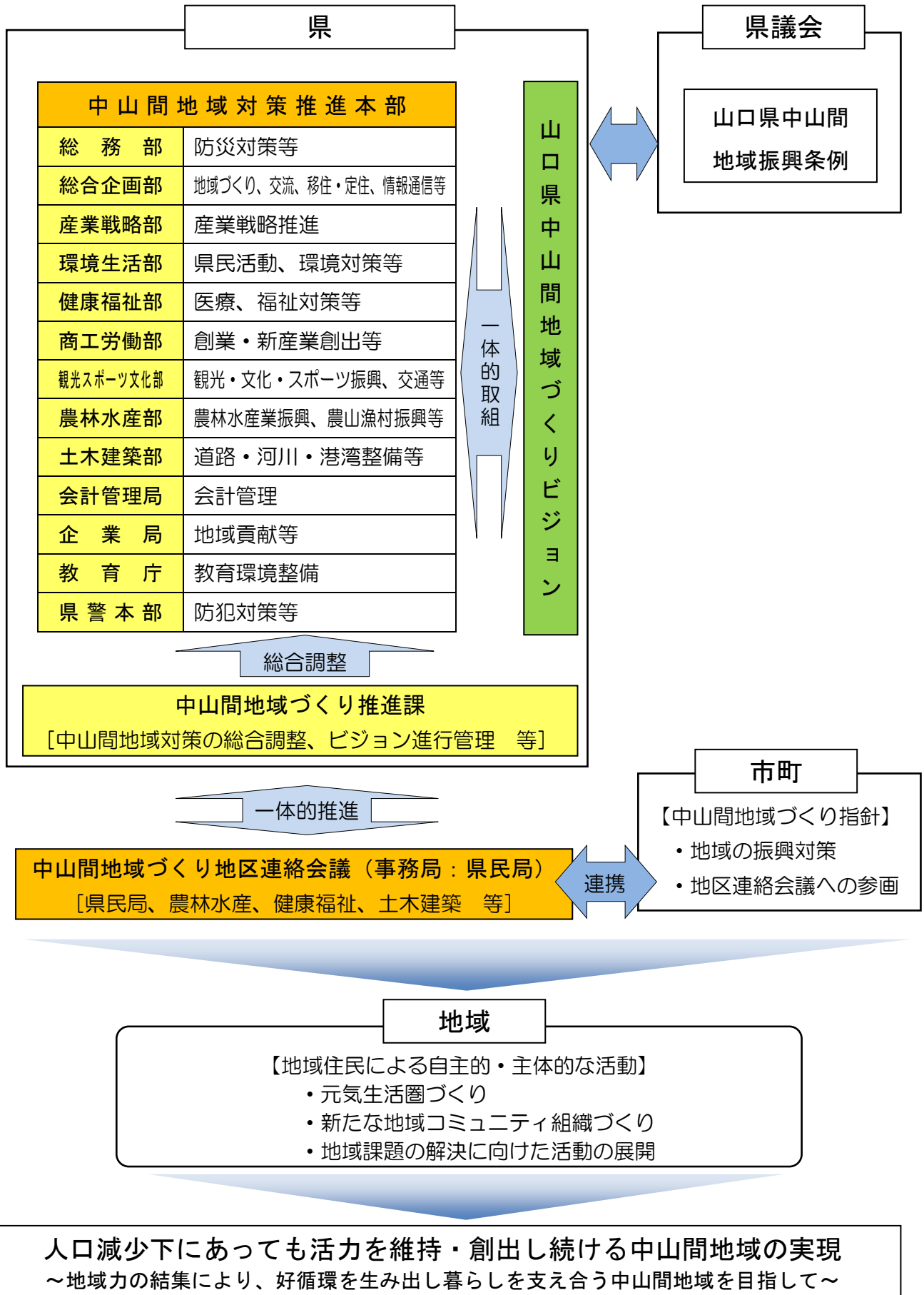
【中山間地域づくり地区連絡会議】

- 各県民局を中核として、市町及び県の出先機関で構成する「中山間地域づくり地区連絡会議」において、地域や市町等による自主的な取組の支援に努めます。
- 県民局の地域振興担当職員を「地域づくり支援員」として位置づけ、専門家や関係職員と連携し、チームによる現地活動の支援に努めます。

【他県等との連携】

- 中国地方知事会で組織する「中山間地域振興部会」等との連携・協力の下に、社会経済環境の変化や、それに伴う新たな課題や対策についての情報収集や調査研究を進めます。
- また、同様な課題を抱える他の県等とも連携し、関係対策や制度の充実強化、規制緩和などについて、国への要望・提案活動を行います。

■ 中山間地域づくりの推進体制（H25.4～）



山口県中山間地域振興条例

平成18年7月11日山口県条例第51号
改正 令和3年7月13日山口県条例第38号

山口県の中山間地域は、地域住民の生活の場としての機能のみならず、国土の保全、自然環境の保全、食料の安定供給、県民と自然との豊かな触れ合いの場としての機能等の多面にわたる機能を有しており、県民が豊かな生活を営むために必要な県民共通の貴重な財産となっている。

しかしながら、中山間地域は、人口の著しい減少、少子・高齢化の急速な進展等により、農林水産業等の経済活動が停滞するとともに、集落の機能が大幅に低下しており、危機的状況に置かれている。

また、近時における市町村の合併の進展に伴い、行政区域が広域化する等、中山間地域を取り巻く環境は大きく変化してきている。

このような状況の中で、市町及び県民との協働によって中山間地域の振興に取り組み、現在及び将来の県民の豊かな生活を確保することは、重要な課題である。

ここに、私たちは、元気で活力に満ちた山口県の創造を目指して中山間地域の振興に取り組むことを決意し、中山間地域の振興を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、中山間地域の振興について、県及び県民の責務を明らかにするとともに、中山間地域の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の豊かな生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「中山間地域」とは、次に掲げる区域をいう。

- 一 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された区域
- 二 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により振興山村として指定された区域
- 三 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された区域
- 四 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域
- 五 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域（同法第三条第一項及び第二項並びに同法第四十四条第四項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）
- 六 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして規則で定める区域

参考資料

(県の責務)

第三条 県は、中山間地域の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町との連携)

第四条 県は、前条の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町との連携に努めるものとする。

(国への提言)

第五条 県は、国に対し、中山間地域の振興に関する政策の提言を行うよう努めるものとする。

(県民の責務)

第六条 県民は、中山間地域の有する多面にわたる機能について理解を深めるとともに、県が実施する中山間地域の振興に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の基本方針)

第七条 中山間地域の振興に関する施策の策定及び実施は、次に掲げる施策の基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行うものとする。

- 一 中山間地域の有する多面にわたる機能に関する県民の意識の啓発を図ること。
- 二 中山間地域の住民が当該中山間地域の振興に関し行う自主的かつ主体的な取組が促進されるよう配慮すること。
- 三 定住を促進するための生活環境の整備及び住民が安心して暮らすことができる安全な生活を確保するための生活基盤の整備を図ること。
- 四 集落の育成並びに中山間地域の振興の担い手の育成及び確保を図ること。
- 五 農林水産業その他の中山間地域における産業の振興を図るとともに、中山間地域に存する技術、人材その他の資源を活用した新たな事業の創出及び育成を図ること。
- 六 中山間地域とその他の地域との間及び中山間地域相互間における多様な交流及び連携を図ること。

(基本計画)

第八条 知事は、中山間地域の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中山間地域の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき中山間地域の振興に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映で

きるように適切な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(市町及び県民等に対する支援)

第九条 県は、市町が実施する中山間地域の振興に関する施策及び県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「県民等」という。）が中山間地域の振興に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(推進体制の整備)

第十条 県は、国、市町及び県民等と連携しつつ、中山間地域の振興に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第十一条 県は、中山間地域の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第十二条 知事は、毎年、県議会に、中山間地域の状況及び中山間地域の振興に関する施策について報告するとともに、これを公表しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年条例第三八号）

この条例は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の貸付金の返還債務の免除に関する条例の規定は、令和三年四月一日から適用する。

<<<< 用語解説 >>>>

「山口県中山間地域づくりビジョン」に記載されている用語のうち、専門的な用語や十分に定着していない用語などについて、その解説を記載しています。なお、用語の右側に付しているページ番号は、その用語が出てくる主なページを示しています。

え

◆エコツーリズム <P35>

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のありかたのこと。

◆SNS <P37, 61>

ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、登録された利用者同士がインターネット上で交流できる会員制サービスのこと。

◆エリートツリー <P55>

形質や成長に優れた樹木を交配・育成した集団の中から特に優れたものとして選ばれた樹木のこと。本県では、エリートツリーの中でもさらに厳しい基準をクリアし、農林水産大臣の指定を受けた品種を種子採取用母樹として使用。

◆エネルギーの森 <P55>

発電企業等と関係市町が連携して木質バイオマス発電燃料として使用する木材を生産する森のこと。

か

◆カーボンニュートラル <P4>

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。

◆学校・地域連携カリキュラム <P32>

社会に開かれた教育課程の視点のもとに、学校と地域が連携・協働する教育活動を体系的に示したカリキュラムのこと。

◆関係人口 <P4, 22, 25, 27, 36, 38, 61>

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる者のこと。

き

◆緊急輸送道路 <P63>

地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、高速自動車道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路並びにこれらの道路と知事が指定する防災拠点を連絡する道路のこと。

け

◆建設DX <P55>

デジタル技術の活用により建設分野における業務や働き方を変革し、生産性向上や維持管理の高度化・効率化を行うことにより、県民のより安心・安全で豊かな生活を実現すること。

こ

◆コミュニティ・スクール <P9, 46>

学校運営協議会が設置されている学校のこと。学校の課題解決に向けて保護者や地域住民が学校運営に参画し、学校・家庭・地域が連携・協働しながら子供たちの豊かな学びや成長を支えていく取組が行われている。

◆コミュニティ・ビジネス <P21, 50, 57, 66>

地域住民自らが、地域の問題解決に向けた公益的な活動を、地域資源を活用しながら、継続的な事業の形で展開していく新たなビジネスのこと。

さ

◆サテライトオフィス <P10, 21, 57, 66>

企業や団体の本社・本拠から離れた場所に設置されたオフィスのこと。

し

◆ジビエ <P53, 65>

狩猟等で捕獲した野生鳥獣の肉のこと。

◆自主防災組織 <P3, 9, 23, 44, 45, 63>

地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚と連帯感に基づいて自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う。

◆集落機能 <P1, 2, 7, 21, 22, 25, 29, 30, 36, 59>

集落が有する、冠婚葬祭など地域住民同士が相互に扶助し合いながら生活の維持・向上を図る「生活扶助機能」、草刈りや道普請等により地域の生産活動の維持・向上を図る「生産補完機能」、農林地や地域固有の景観、文化等を維持・管理する「資源管理機能」のこと。

◆熟議 <P32>

多くの当事者が「熟慮」と「議論」によって問題の解決を目指す対話のこと。

◆**小水力発電** 《P52, 66》

水が落下するエネルギーを用いて発電する、最大出力1,000kW以下の比較的小規模な発電設備の総称のこと。

◆**浸水想定区域** 《P45, 63》

国や都道府県が指定する河川や海岸において、洪水や高潮発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し得る最大規模の洪水や高潮による氾濫が河川や海岸から発生した場合に浸水が想定される区域のこと。

せ

◆**生物多様性** 《P35》

様々な生き物がいたり、山、川、海など生き物が暮らせる自然があること。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとされている。

た

◆**体験型教育旅行** 《P66》

児童・生徒が農山漁村でホームステイをしながら行う、農林漁業体験をはじめとした様々な体験活動を取り入れた修学旅行等のこと。

ち

◆**地域運営組織** 《P3》

小学校区や公民館区等の広域的な範囲で、暮らしを支える仕組みづくりに取り組む住民組織のこと。

◆**地域おこし協力隊** 《P4, 7, 8, 22, 29, 31, 32, 38, 59, 60》

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組のこと。

◆**地域経営会社** 《P7》

住民が直接参画し、地域資源を活用した事業により地域を支える組織のこと。

◆**地域子育て支援拠点** 《P46, 62》

地域において、子育て親子の交流や相談・助言、情報提供等を行う子育て支援の拠点となる施設のこと。

◆**地域コミュニティ組織** 《P10, 30, 32, 50, 57, 66》

一定の地域を基盤とし、共通の属性や意識を持つ人々を構成員として、地域活動を行う団体や組織のこと。

◆**地域資源** 《P3, 7, 10, 21, 22, 23, 24, 25, 27, 29, 30, 31, 32, 33, 36, 39, 46, 50, 51, 52, 53, 56, 57, 60, 61, 66》

自然・土地、歴史・文化・伝統、農林水産物、加工産物、人工公物、技術など、地域に備わっているもの、地域から生み出されるものの総称。

◆**地域包括ケアシステム** 《P44, 62》

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制のこと。

◆**地方創生テレワーク** 《P8, 25, 38, 61》

テレワークにより、地方に暮らしながら都会と同じ仕事を「転職なき移住」等を実現し、地方創生につなげるための取組のこと。

◆**中核経営体** 《P10, 51, 54, 65》

集落営農法人や林業認定事業体、漁業士や漁業経営法人など、持続的かつ安定的な農林漁業経営を実践し、後継者を育成するとともに雇用の受け皿となり、地域をけん引する経営体のこと。

て

◆**デジタルデバイド** 《P42》

インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者とできない者との間に生じる格差のこと。

◆**テレワーク** 《P1, 38, 61》

情報通信技術を活用した、時間や場所に捉われない柔軟な働き方のこと。

と

◆**ドクターヘリ** 《P43, 63, 64》

事故や災害時等に、消防機関・医療機関からの要請に対し、直ちに医師・看護師が搭乗して、救急現場に出動するヘリコプターのこと。

◆**特定有人国境離島** 《P62》

有人国境離島地域のうち、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることがその地域社会を維持するうえで特に必要と認められる地域のこと。本県では、萩市見島のみが対象。

に

◆**二地域居住** 《P39》

主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点を設ける暮らし方のこと。

は

◆**バイオマス** 《P52, 53, 55, 66》

原油等の化石資源を除いた動植物などから生まれた生物資源の総称。

◆**ハザードマップ** 《P45, 63》

災害時に、住民が迅速かつ安全に避難し、人的被害を最小限度に食い止めることを目的として、予想される被害の程度や避難情報等の各種情報をわかりやすく表示した地図のこと。

参考資料

ひ

◆PBL 《P21》

Project Based Learningの略。課題解決型の教育プログラムのこと。

◆光ファイバ 《P16, 42, 62》

ガラスやプラスチックの細い繊維できている、光を通す通信ケーブルのこと。信号の減衰が少なく、超長距離でのデータ通信が可能。

い

◆5G 《P42, 62》

「G」とはGeneration（世代）の略で、第5世代移动通信システムのこと。「超高速」「多数接続」「超低遅延」といった特徴を持つ。

◆物質循環補完機能 《P6》

人間の生活により陸から海へと排出される大量のプラスチックやリンなどが、海の生態系による食物連鎖を通じて魚類などの水生生物へと生まれ変わり、漁業は漁獲を通じてその一部を海から回収することにより、再資源化が促進されること。

◆ブルーカーボン 《P55》

海洋生態系に取り込まれた炭素のこと。

◆プロボノ 《P38, 61》

仕事上身に付けた専門的な知識や技術を活かして社会貢献するボランティア活動のこと。

◆プロボノワーカー 《P38, 61》

プロボノに携わるボランティアのこと。

は

◆放課後児童クラブ 《P9, 46》

保護者が就業などで昼間家庭にいない小学生に、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る施設のこと。

◆防災重点農業用ため池 《P45, 63》

農業用ため池のうち、決壊により周辺区域に人的被害が及びことが懸念されるとして、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき都道府県知事が指定したもののこと。

ま

◆マイクロツーリズム 《P3, 22, 39, 51, 61》

自宅から1～2時間程度の移動圏内の観光地など近隣地域内で観光する近距離旅行のこと。

ぬ

◆UJIターン 《P8, 65》

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

わ

◆ワーケーション 《P8, 25, 38, 61》

「ワーク」と「バケーション」を組み合わせた造語で、業務効率の向上やイノベーションの創出とともに、観光地などで余暇の充実を図る働き方のこと。

山口県 総合企画部 中山間地域づくり推進課

〒753-8501 山口市滝町1番1号

TEL : 083-933-2549 FAX : 083-933-2559

E-mail : a11500@pref.yamaguchi.lg.jp

ホームページ : <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/30/>